

愛知学院大学

教養部紀要

第69巻 第3号

論文

石川 雅 健：ユタの成巫過程……………	(1)
北田豊治・辻内智樹・高山伸也・青山健太・境田雅章： 大学体育授業におけるバレーボールのラリーに関する研究……………	(13)
境田 雅 章・河村 和 徳：復興五輪の一考察……………	(21)
菅 原 研 州：西有穆山の禅戒論——附録『傳戒會裏閑話』翻刻資料——……………	(64)
杉 浦 克 哉：英語史における worry の意味変化に関するコーパス調査……………	(35)
研究業績（2021年1月～12月）……………	(65)
第69巻総目次……………	(73)

2022

愛知学院大学教養部

ユタの成巫過程

石 川 雅 健

キーワード：沖縄、精神文化、シャーマン、ユタ、成巫過程

I. 問題と目的

「ユタ」とは、沖縄本島のみならず周辺離島や宮古地方、八重山地方、かつては琉球王朝の城内にあった鹿児島県の奄美大島地方に「民間巫者」として、地域によっては「カミンチュ」「ムヌス（リ）」「ウグアンサー」「カンカカリヤー」などと呼ばれ存在し、物知り、生き方や進む道など様々な案内役として個人の吉凶を見、中には霊と話す力を持ち、死者の口寄せ、先祖事、仏壇事などの霊的難に応じ、占い、お祓いを行う「相談役」としての役割を与えられ、「野のカウンセラー」として存在している。

一方、「公的巫者」としての「ノロ（祝女）」は「司」「カミンチュ（神人）」とも呼ばれ、先祖代々受け継がれる世襲制で、御嶽、土地神、拝所、神殿等の神声を聞き、祈り、豊穰、安全を願ひ、^{かななぎ}巫として神声を伝える「仲介役」「女司祭」の役割を与えられている。

いずれも、生まれながらにして神に仕える宿命を持った「ウマリングア（生まれの子）」として認められ、「サーダカ」「サーダカウマリ（精高生まれ）」と沖縄では言われる。勘が鋭く見えない部分を見抜く力、洞察力があると考えられ、桜井（1988）は、両者とも沖縄民間信仰の底辺を貫流するシャマニズムの根の上に立ち、沖縄の民間信仰を支える車の両輪といえると述べている。

本来、世襲制のノロに対してユタは、神に呼び出され使命を与えられる召命型であり、「カnderリー（ターリー）（神垂れ、神障り）」と呼ばれる原因不明の体調不良（気持ちが落ち着か

ない、眠れない、夢ごごち、意識不明、独り言・唄い・踊る、頭痛、胸の圧迫、動悸、皮膚病、出血、食欲不振など）や巫病、夢の啓示などユタになるための通過体験としての「成巫過程」が存在し、そこにはいろいろな辛い体験や度重なる不幸が賦与されることが多い。また、ユタのなかにはノロの役割を担っている人もいて、池上（1992）は、その境界は希薄になってきており、ノロも血縁による一定の条件はあるもののカミダーリイを経て成巫する場合がほとんどであると指摘している。

大橋英寿（2000）は、社会心理学・精神医学の観点から、カミダーリイは「身体的不定愁訴」「祈祷精神病の錯乱昏迷状態」「人格変換状態」に相当するが、医学用語に翻訳できない沖縄独特の病気像である「文化結合症候群」とし、その治療法として「信仰治療」を「成巫過程」にみてとることができるとしている。カミダーリイ現象について、精神科医である高江洲（1983）は、精神医学用語に置き換えるのではなく「カミダーリイ症候群」として把握するのが望ましいとしている。

ここでは、現代社会において、沖縄の神々に呼ばれ不思議な力を得つつ、自らのカミダーリイが収束していったA氏とB氏の生育史を辿ることで、その成巫過程を垣間見る。

II. 事例

1) 事例A 男性、面接時66歳（200X + 10年没）（200X年より数年かけた面会での聞き取りとAさんの著書「カミングウ」を参照）

昭和のはじめA氏の父親は、単身で開拓移民としてフィリピン諸島の南に位置するY島で綿栽培をしていたが、何年かした後、事業に成功し故郷の人々をY島に呼び寄せ、次女と長男は沖縄の祖父母のところに残したものの母親とともに長女が海を渡ることになる。そして母親はその地で、次男に次いで200X-60年に三男としてA氏、その後三女を出産する。A氏は、5、6歳頃までY島で過ごす、物心つく頃は戦争末期であり、戦火に追われ山中を歩き回る生活であった。家族・親類ともども山中で捕虜になるものの、父親と叔父は日本兵に連行され、「逃げ帰った叔父が『（父親は）日本兵に撃たれ亡くなった』と皆に言っていた」と後に姉から聞くことになる。収容所に集められた日本人は、日本に送られることになるが、沖縄の地を踏む前の九州で母親が栄養失調で亡くなってしまう。そのため、A氏の兄弟4人は本州南部の孤児院に入れられ、1年程経ちA氏が数え7歳頃、沖縄から面会に来てくれたおじさんとともに沖縄に帰ることができた。しかし、沖縄に残っていた祖父母と長男は亡くなり、次女のみ生き残っていた。帰ってきて住む家もないことから、一時期親戚に預けられたが、その後、沖縄南部に嫁いだ次女と一緒に小学校3年生まで暮らすことになる。

孤児院から沖縄に帰ってきた頃（7歳位）から、いつも山の中の大きな木の下に居ると、農道みたいな山すその道から「お〜い、お〜い」という、とても透き通った女の人の声が聞こえ始める。初めは夢の中で始まったかもしれないが、そのうち起きているときにも聞こえ始め、木陰に入ると必ず聞こえてきたという。

小学校3年生（10歳頃）の夏休み、生活苦ということだけでなくいじめや乱暴を繰り返し、他人の物を持ってきてしまうことが頻繁にあり、他人に迷惑をかけるということで、海人（うみんちゅ：漁夫）として売られ、沖縄本島よりさらに南の島で働かされることになる。売られてきた子どもはパンツもはかないマルバイ（丸裸）の生活で、サバニという小型漁船を少し大きくしたものに12、3人が乗って1週間から1ヶ月以上南の島々や外国にも出向き、魚獲りや海草・貝獲りなどの海の仕事を18歳位まで行う。

以前から仕事も苦しく寒さとひもじさもあったために15、6歳くらいから早く沖縄に帰りたいと願っていたが、18歳になったばかりの冬、チャンスが訪れた。沖縄本島から親戚が来ていた時にその人の船に夜中もぐり込み、ズボン1本だけの姿で南の島から密航し、途中で見つかるものの知り合いの人にかばってもらい3日位かかって沖縄へ。

その後、親戚の手伝いをした後、車の免許が取りたいためN市の運送会社に住み込みで働くことになる。仕事で車に便乗して運転も習い運転免許の試験を受けるのだが、何度受けても学科が分からなくて落ちてしまう。結局、字が読めなくて試験に落ちてしまうため、近所のお姉さんに3ヶ月程免許を取るための字を教えてもらい、運転免許試験に合格する。

免許を取って仕事を続けながらも、以前の「お〜い」という呼ぶ声は聞こえたが、さらにお酒も飲まないのに顔が真っ赤になったり座っているだけで体が揺れて酔っ払ったりする現象が起き始める。沖縄本島にいと飲んでないのに酔っぱらう現象が起きるので、南の島で運転手をして3年ほど生活する。

21歳の時、長女の姉から「本島に帰ってこい。拝みすべきものがいっぱいあるみたいだから」「ユタに行っても自分の家のことは何も出ない（言われない）のに、行く所行く所みんなあなたのことが出る（言われる）。『生まれまぎさし（生まれが大きい者。霊力を持ち何かの役目を持って生まれてきたと言う意味）がいるから、これのことをやっているから（生まれが大きい者にはちゃんと霊能力を使えるようになるまで開眼させてから）拝みなんかはこれにやってもらいなさい』としか言われないから、帰ってこい」と心配して手紙が来たため、沖縄本島に帰った。姉から拝みごとをしないとイケないと言われ、ユタに会いに行くと「神人（かみんちゅ：神に仕える者）の道開けなさいよー」と言われる。しかし、生活に追われ逃げていたら大きな事故に遭う。トラックに正面衝突され車の前部も運転台も押し潰されたが、大した外傷もなくお金の心配もあったため病院にも行かなかったが一度寝込んだら動けず、1週間ほど自室で水のみで過ごす。この事

故の後から、「お〜い」と言う声の他にわいわいと大勢の声が聞こえるようになる。

A氏は、周りからも「ユタの家に行け」と言われ、ユタからは「靈感が強い生まれのようだ」「神の子（かみんぐわ）よ、自分の道は自分で開けなさい」と言われる。とは言われても、どうしたらよいのか意味が分からず、悩んだという。

22歳で結婚。次男が生まれた後の26、7歳位の時、突然喉が腫れ、食事もしも喉を通らないため、大阪の病院に入院。しかし、2、3日すると痛みもなくなり1週間ほどすると「あなたはもう何でもないから帰きなさい」と言われ、それからというもの自分からあちこち徘徊回るようになり、ユタの家にも通い続けた。

A氏の故郷のユタたちは、「お前は根神（にーがん）アジシ（約400年前に神の子として祖先に見立てられ村の神事を司っていた女の人を祀っている拝所）の見立ていん子（ぐわ）（見たて子）」と言われ、門中（むんちゅう：父系制の血縁意識を持つ親族集合体）のお年寄りの神人たちからも「ここには昔、神人だった女の人がいる。お前も同じように見立てられているんじゃないか。ここを拝みなさい」と言われる。それでようやく、子どもの頃からA氏を「お〜い」と呼んでいるのはここに眠っている女の人に違いないと悟ったという。しかし、自分は何をやらないといけないのか自問しつつもどうするべきか分からなく何年か過ぎることになる。

36歳の時、仕事で高圧線に触れ、右手が一時麻痺して動かなくなる事故に遭い、さらに1年後の晩夏、鉄板を切断・プレス加工する機械から鉄の切れ端が飛んできて、A氏の右目の下に当たり骨をぐしゃぐしゃに砕く事故に遭う。救急車でN病院に運ばれるまでの記憶はあるものの、その後は意識不明で、R大学付属病院に移されるも、病室の空き状況と担当医師の関係で、骨は複雑骨折・右目は完全にひっくり返って白目の状態のまま18日ほど廊下に寝かされていたという。その時、子どもの頃からずっと呼びかけている女の人で「お前を殺すことはしない。お前は死なない。だからちゃんとやるべきことを分かりなさい」「お前の祖先のアジシ（古い門中墓）を探しなさい」と言われ、さらにちゃんとした方言で初めて「根神アジシ、またや七腹イリクやくとう、根神アジシや くまなかいるめんしえーくとう、くまとうめーてい行きよ（側に根神の神様がいらっしゃるから、その人を捜し当てなさいよ）」と話しかけられる。

約13ヶ月の入院後、片目は完全に真白になっていたけれど、何をやればよいのか教えられ、それをする事で眼も絶対治ると信じるようになっていた。そして、事故に合った約3年後の春、退院して最初に「ニーガン御墓」の碑文が建っている拝所へ行き、そこに祀られている女の人に教えを請うと、夢の中でこの女の人で「『根神アジシ』、またの名を『七腹イリク』（我那覇・名嘉地に初めて集落を造った数人の創設者が眠る墓の意と女の人で教えられた）という墓を探し出して、そこに眠る祖先たちから直接お手本をもらって道を開きなさい」と教えられる。

それからというもの、仕事そっちのけでつるはしとスコップを持って門中の本家から寅と卯

の境目の方角を掘って歩くことになる。途中、空き墓や御嶽（ウタキ）さえも壊して進んでいったという。周りの人たちはそんなA氏を「倒れ者（たーりむん）とか神倒れ（かみだーり）している」とされ、霊力は強いが、その力を使いこなせず精神状態がおかしくなってしまったと思われるが、一方で「あれが来たらゆーしよー（A氏が来たらよくしてあげなさいよ）」とか「正気になって頑張らないといけないよ。落ち着きなさい」と励まし注意をする人もいた。その頃から、声だけでなく夢の中でその女の人の姿を見るようになる。三十代半ば位で薄いねずみ色の着物を着ており、顔は卵型で色白く、長い真っ直ぐな髪を背中の方になでつけていた。さらに、馬に乗って本家の東側に向かって空を駆けていく男の人の姿も夢に現れるようになる。その人は、七十歳くらいで髪の毛は真っ白で短いあごひげを生やし、古代人のように布一枚で身体を被い、片肌を脱ぎ、肩を一方だけ出している。顔は原始人のように色黒でごつく、2メートル近いと思われる長身と大きな体格を持っていた。

毎日毎日山を掘り返したこの頃、女の人から夢の中や探している途中に「苦しいと思うな」「今あきらめたら、お前の過去の苦労はなんだったのか。頑張りなさい」と何度も励まされる。

途方にくれていた200X-40年の旧正月の前、夜9時ごろ、「場所、我（わー）が習ーすくとう、鉤篋（くゑーひら）持ち、立てーわ（場所は私が教えるから、クワやヘラを持って立ちなさい）」と女の人声が聞こえ、片方の目で車を運転し気がついたら崖の上。懐中電灯とスコップを持ったまま、2、3メートル滑り落ち、止まった崖の斜面でじっとしていると、女の人「やーが居ちよーる根（にー）ぐい起（う）くせー。くまなかいめんしゅーくとう（お前が座っている草の間の根を掘り起こせ。ここにいらっしゃるから）」との声。根っこにスコップを力いっぱい突き刺し穴が開いた瞬間、ブワッと青白い火が飛び出し、「ああ、人魂っていうのはこんなかんじなのかなあ」と思ったと言う。開いた穴の中には、厨子甕（骨壺）がいっぱい並んでおり、その前でA氏は「自分を導いてくれてありがとう」と御礼をした。

そのお墓を探し当ててから、体調が変わり始め、見えないはずの右目に光を感じはじめ、さらに2、3ヶ月の間に急速に右目が回復する。検査をした医師は「事故後3年間も見えなかったのに、不思議なこともあるものだ」と驚いたという。

さらにその頃、突然、男の人の声で「慌ていんなよー、我（わん）が言いし、真肝（まじむ）から聞きよー（あわてるなよー。自分の言うことを素直に聞きなさいよ）」と聞こえ、その後、神様と仏様との違いや土地の神様にお礼をすること、家の造り方についても「精神的におかしくなっている者は全て家の神様や屋敷の神様方に御無礼があるから、人は精神的に倒れてしまうのだ。難病というものも、全て土地屋敷の使い方、または家の造り方によってそれぞれ異なる症状が現れるものだ」など何度も何度も教えられることになる。A氏は、小学校もちゃんと出ていなかったため、男の人の声での言葉や夢の中の文字を何回も何回も見せられるが理解できず

悩んでいると、女の人の声が聞こえてきてA氏の行動をリードしてくれて、ようやく覚えたという。

200X-23年、家と人間の関係について夢の中で「家は人間の身体を想定した造りをしなさい」と昔の家である赤瓦の家を見せられながら詳しく教えられる。家の北西の方角に竈があつて、便所はさらに下がって外にある。さらに、太陽の光が入る東や南を向いて床の間があり、中の間があり、北西の方角に水回りがある。そうした昔の家の造り方は正しかったと教えられた。そして、「床の間は頭、お腹は中の間、お尻はトイレや台所などの水回り」というように、家はちょうど人がひざを抱えて横になっているような構造にしないといけない。換言すれば、頭はいつも明かりのさす方向（東か南）、そしたらお尻は必ず北西の位置になると教えられる。家は人間にとって母体であり、そこに住む人間は胎児。母親の身体に異常があるなら、そこに宿る人間が正常に育つわけがないということである。

そう教えられ、知ったからには自分の住む家も直さないといけないと思いつつ、改築にはお金がかかると躊躇していた矢先、A氏の長男が奇病に罹り、医師から「助かっても身体麻痺が残る可能性が高い」と言われ2回の大手術を受けることになる。その後、A氏は火の神（ひぬかん：台所に祀る竈の神様）を通して家の神様に詫言を入れ、トイレと風呂場、台所を家の真ん中から北西側に移動する工事を敢行する。すると一時期両眼の右視野が戻らないと宣告された長男は大手術したにもかかわらず2ヶ月後に退院。退院後1ヶ月後に仕事に復帰し、さらに1ヶ月後には車の運転ができるくらいに回復した。

そしてA氏は、年号が平成に変わり暫くして、男の人から教わった正しい家の造り方通りに家を新築する。200X + 10年、「次の仕事があるから」と言い残し、永眠。

2) 事例B 女性、面接時46歳

3歳のある時Z島内（本島知念半島の東約5kmに位置し、琉球の国造りにちなんだ神話や神の国として知られている）の路上（ハンチャタイ：B氏は「あの世とこの世の半分半分のところ」と説明）でミルクムナリ（弥勒菩薩）に出会う。面接時当時を振り返って、お面を被っているのが見えなくて「怖い」と感じたという。

以後、幼少期から、風邪や足が痛くなったりもどしたりしたが、病院に行くと「何でもない」と言われた。中学までは体調不良が続いたため、以後島内に住む本家の人（ティーン（天）ユタ：一族を守るユタ）にお祈りをしてもらっている。何かが見えるというより、身体に受ける感じがする。

高校へ進学のため島を出てS町（沖縄本島南部）で生活を始める。その時位から霊を見るようになる。また、ものが落ちてくるといったポルターガイスト現象も起き始めたため、母親

が沖縄本島のユタのところへ行ってみてもらおうと、現象を抑えるために「封印をする」か「神の手伝いをする子となる」か、どちらか選択するように迫られ、母親としてはお祈りをして「封印」することに。しかし、その後も普通の生活を送るもののダラーとしてしまう。高校卒業県内で就職するが、亡くなった人が見えるなど霊的なものを見たり感じたりし続けた。

29歳で結婚。子どもが生まれて（30歳）から、人が言っていることと感じていること（神様の言ってること）の違いやズレが分かってしまう。特にご主人の叔母さんがユタで、祈りと思っていることとが違ふということが分かってしまった。

Bさん自身だけでなく2人の子どもも寝たり起きたり状態で調子が悪く、「神様は居るのかなぁ」と感じ始めた。そのうち眼を開いた状態で眠れない状況が続いたため自ら精神病院へ赴き、寝られるようにと投薬を受けるが、余計に眼がはっきりとして眠れず、他の病院にも通院してみるが改善されず、「薬じゃない」と感じた。

そんな折、2人の子どもたち（下の子がまだよちよち歩きで、上の子も幼児）が「Z島へ帰ろう」と言い、島に戻った途端爆睡し1日中寝てしまう。Z島に来てからは、喘息もあり週1日保育園にも行けるかどうかだった子どもたちも元気になる。

1年位かけて住む家の中をペンキで塗り、床を磨き綺麗にし、その頃から『感じる』ことができるようになっていた長女が「大丈夫」というところに住み始める。島では、海に潜って生物を見て「人間って小さいなぁ」「生ることの意味、生きていくこと」を考え、しばらくの間、貝を売って生活した。

その後、「私は神世のことをしなくてはいけないので」と夫のことを考え、離婚を決意しZ島に戻り、1年後の春に離婚（33歳）。その直後、大量吐血。自ら冷静に対処し、本島の病院へ行くが詳しく調べる必要があると言われて国立病院にて再検査を実施するが原因不明。入院中も何度もユタさんのところへ健康祈願をしてもらいに行く。その間も全身に電気が走りビリビリする。そうした中、こうした症状は単なる病気ではなく、神からの知らせであり、だからこそ役に立っていこうと心する。のちにこの時のことを自己治癒力で治ってきた感じと語る。

そしてZ島の実家に帰る途中、3歳の時にミルクムナリを見、出会った同じ場所（前述のハンチャタイ）で、「ウティン ウティン カナマルヨ（天よ 天よ カナマルヨ）（金丸：第二尚氏王統初代国王 尚圓王の即位以前の名前、長女は聞得大君加那志（初代聞得大君：琉球神道における最高神女（ノロ））」という声が聞こえた（33歳）。

その後、那覇のユタのところに足を運び、声がどういう意味なのか尋ねに行くと、「祈りをやらないといけない」言われた。さらに「貴女にはノロのセジがある」とも言われたが、「それは違う」「やりたくない」と反発を感じつつも一週間に4、5回そのユタに通い続け一ヶ月で20万円支払った。そのうち、お金を支払う一方で、困っている人の話を聞き、お祈りす

ることでお金を貰うのはどうしてなのかと思い始めた。天照大神が祭られているX島（沖縄本島北西部に位置。第二王統の発祥の島）へお祈りに行った時、降り立った港で見た半分切れ掛かった虹に向って、「誠の神の子に逢わせて下さい」と願った。

疑問を持ち始めながらもお祈りの手伝いをしていたある日突然、眼が真っ白になる（34歳）。祈りが通ってれば、眼が白くならないはずなので納得がいかない。そんな時、Z島に来ていた別のユタの人と出会い「貴女は（ユタを）やるものではない」「沖縄の神様を集めてどうするの」と言われて、「沖縄の神様を集めるのではなくて、心に降りてくる神だけを残して、親子3人健康で居られれば良い」と思い、その後自分のためのお祈りを始めるがその後も寝たきりの生活が暫く続く（35歳まで）。

X島に行ってから約1年後（35歳）、友人が「玉城のミントウン（ミントウグスクがあり、漢字では「明東城」と書くらしい。琉球人の先祖とされているアマミキヨ（アマンチュウ）が、安住の地としたのがミントウグスクであると伝承されている。このグスクの広場の東側には、Z島遥拝所がある）という場所で出会った人に電話してみたらよいのでは」ということで、その方に電話をすると「セジを持っているので、かつて自分が見た聞いた場所へ信じて行ってください」と言われる。そこで「大日如来」様にお祈りして、「どうしたらよいのか」と尋ねると「貴女のチジ（自分の神様）ですよ」と何度も同じことをおっしゃるので、そこで3歳のときに見えたり聞こえたりしていた場所に足を運んだ。すると、3歳のときに見た同じ神様を感じられた。その神様に導かれ、自分に磨きをかけるようになる。

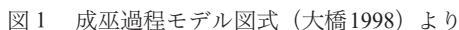
神様は、自分の家に祭るものだから、そして家を持つこと、土地を借り、家を建てて「民宿」を経営して徐々に自ら生計を立て自立することになる。

最後にBさんは「人に頼り人の判断で生きるのではなく、自分自身が心で受け止めることが大切」「人との出会いがあり、その方のお手伝いをするのが結局は自分のため。自分に戻ってくる」と言葉を結んだ。

III. 成巫過程について

ユタの成巫過程について大橋（1988）は以下のように示している。（図1）

事例を取り上げる際、個人それぞれの成巫過程は異なり、時間の経過とともにその人の発達の変容や人生選択の有り様を視覚化する必要がある。そのためには、人間の成長を時間的変化と文化社会的文脈との関係の中で捉え記述する方法論的枠組みで捉え描き出す質的研究法である「複線径路・等至性モデル（TEM: Trajectory Equifinality Model）」を用いた分析が有用と考える。



そこで、カミダーリィし神の道を選択せざるを得なくようになっていくという現象と体験の理解について TEM を用いて分析と記述を試みる。今回は事例 B の TEM を以下に示した。

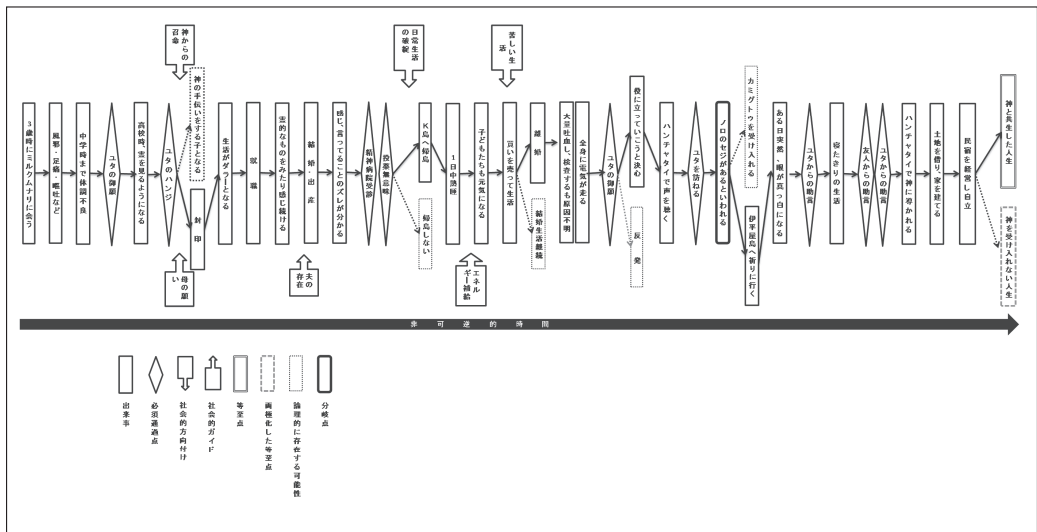


図2 事例B氏の成巫過程を示した TEM

TEM に関する用語

- ・ 等至点 (Equifinality Point: EFP)；個人が多様な径路を歩みながらも等しく (equi) 至る (final) 点という意味。歴史的・文化的・社会的な文脈の影響を受けるなかで、収束していくポイント。
- ・ 分岐点 (Bifurcation Point: BFP)；非可逆的時間 (Irreversible Time) の流れのなかで生じる径路が分かれゆくポイント。「分岐点 (BFP)」と「等至点 (EFP)」の間には、径路が複数ある＝「複線径路 (Trajectories)」
- ・ 社会的方向づけ (Social Direction: SD)；個人の行動や選択に抑制的にかかっていく文化的・社会的な諸力。
- ・ 社会的ガイド (Social Guidance: SG)；ある行動や選択を後押ししたり促したりするような援助的な力。
- ・ 必須通過点 (Obligatory Passage Point: OPP)；ある場所に到達するために必ず通らなくてはならないポイント。ほとんどの人が通ると考えられるポイント。
- ・ 両極化した等至点 (Polarized EFP: P-EFP)；等至点 (EFP) とは価値的に相反するポイント。EFP として焦点化した行動や選択への絶対的な価値づけを相対化するという意味付け。

近年、安田ら (2015) は質的研究法の TEM を進化させ、「複線径路・等至性モデル (TEM: Trajectory Equifinality Model；分岐点と等至点の間の複線径路を描くのが複線径路・等至性モデル

ル)」と「歴史的構造化サンプリング (HSS: Historically Structured Sampling; ランダムサンプリングではなく歴史的な視点に基づき、対象者や収集データを選定する方法)」と「発生の三層モデル (TLMG: Three Layers Model of Genesis; 分岐するポイントでなにかが起きているその変容のメカニズムを捉えるためのモデル)」の3つのアプローチを総合したものとして「複線径路・等至性アプローチ (Trajectory Equifinality Approach: TEA)」を提唱している。

今回は紙面の都合もあり、上記のB氏の成巫過程に加えA氏のそれも加味した検討・考察は、別の機会に論ずることとし、今回は大まかな点のみについて記す。

ユタ (カミンチュ) になるという「等至点」に至る成巫過程における「社会的方向付け」と「社会的ガイド」について考えてみると、人生の選択において行動を制限する「社会的方向付け」と個人の行動を後押しすると「社会的ガイド」に関して、前述の大橋が示したモデル図 (図1) とほぼ合致している。つまり、A氏・B氏共に通常の日常や現実を超えた守護神の声や姿を見聞きし、カミの指示に反するあるいは意に沿わないことを切っ掛けとして事故やカミダーリィとしての不調や病気が始まり、正しい道に導く「社会的方向付け」も進むべき行動を支える「社会的ガイド」もカミが関わっている。B氏においてはTEMで示したように、母の願いであつたり元夫の理解も「社会的ガイド」に相当する。

何れにせよ、人間を超えた叡智を持つカミの下で、人間とカミとを繋ぎ・結ぶ人間として生かされるユタ (カミンチュ) は、B氏が「人との出会いがあり、その方のお手伝いをするのが結局は自分のため。自分に戻ってくる」と語ったように、現世では縦横永代続いている人と人との関係を大切にすることの重要性を示すもので、こうしたことをB氏は自身の成巫過程を通して自らの人生を介して体験・獲得しているように思われた。

今回は、A氏の成巫過程をTEMで示すことが出来なかったため、詳細に検討することが叶わなかった。この点については、次稿に繋げるものとした。

最後に、お忙しい中、快くインタビューに応じて下さったA氏とB氏、さらに論文掲載に同意して下さいご家族の皆様に深謝申し上げます。

文献

- (1) 荒川歩・安田裕子・サトウタツヤ (2012) 複線径路・等至性モデルのTEM図の描き方の一例 立命館人間科学研究, 25, 95-107
- (2) Elade, M. (1958) *Birth and Rebirth* Haper & Brothers, New York (堀一郎訳 1998 生と再生 東京大学出版会)
- (3) Elade, M. (1968) *Le Chamanisme* (堀一郎訳 2004 シャーマニズム (上・下) 筑摩書房)

- (4) 比嘉康雄 (2017) 日本人の魂の原郷 沖縄久高島 集英社
- (5) 外間守善 (2016) 沖縄の歴史と文化 中央公論新社
- (6) 池上良正 (1992) 民俗宗教と救い 淡交社
- (7) 石川雅健 (2020) 沖縄の精神文化と超越 人間性心理学研究第37巻2号 日本人間性心理学会
- (8) 石川雅健 (2021) 現代社会におけるシャーマニズム 愛知学院大学 教養部紀要 第68巻第1, 2, 3
合併号
- (9) 伊藤雅之 (2009) 現代社会とスピリチュアリティ 溪水社
- (10) 河合隼雄 (2000) 心理療法とイニシエーション 岩波書店
- (11) 又吉正治 (1993) 琉球文化の精神分析①～③ 月刊沖縄社
- (12) 長嶺伊佐雄・長嶺哲成 (2011) カミングワ 家族を癒す沖縄の正しい家相 ボーダーインク
- (13) NPO 法人久高島振興会 (2013) 久高島猫の巻 表 <http://www.kudakajima.jp/nekonomakiomote.pdf> (閲覧日:
2017年8月10日)
- (14) NPO 法人久高島振興会 (2013) 久高島猫の巻 裏 <http://www.kudakajima.jp/nekonomakiura.pdf> (閲覧日:
2017年8月10日)
- (15) 岡部隆志・斎藤英喜・津田博幸・武田比呂男 (2001) シャーマニズムの文化学 森話社
- (16) 岡本太郎 (2016) 沖縄文化論 中央公論新社
- (17) 沖縄観光コンベンションビューロー編 (2000) 美ら島 沖縄観光コンベンションビューロー
- (18) 大橋英寿 (1998) 沖縄シャーマニズムの社会心理学的研究 弘文堂
- (19) 大橋英寿 (2000) 沖縄のシャーマンにみる癒し 心身医学40-6 423-428
- (20) 桜井徳太郎 (1988) 桜井徳太郎著作集6 日本シャーマニズムの研究 下 ―構造と機能― 吉川弘文館
- (21) サトウタツヤ (編) (2009) TEMではじめる質的研究 誠信書房
- (22) 斎藤裕 (2013) 精神科医が『カミングワ』から教わったこと ボーダーインク
- (23) Samara, T (2004) *Shaman's Wisdom* (奥野節子訳 2014 シャーマンの叡智 ナチュラルスピリット)
- (24) 佐々木宏幹 (2001) 聖と呪力の人類学 講談社
- (25) Stepanoff, C・Zarcone, T (2011) *Chamanism* (遠藤ゆかり訳 中沢新一監修 2014 シャーマニズム 創元
社)
- (26) 須藤義人 (2011) 久高オデッセイ 晃洋書房
- (27) 高江洲義英 (1983) 南島からみる精神医学と風土 (現代思想11-11 青土社 1983 66-82)
- (28) 高橋三郎・大野裕監訳 (2014) DSM-5精神疾患の分類と診断の手引き 医学書院
- (29) 谷口貢 (2000) シャーマン (巫者) と成巫過程 (桜井徳太郎編 2000 シャーマニズムとその周辺 第一
書房 65-79)
- (30) 友寄隆静 (1981) なぜユタを信じるか 月間沖縄社
- (31) 湧上元雄・大城秀子 (2010) 沖縄の聖地 ―拝所と御願― むぎ社
- (32) 安田裕子・サトウタツヤ (編) (2012) TEMでわかる人生の径路 ―質的研究の新展開― 誠信書房
- (33) 安田裕子・滑田明暢・福田茉莉・サトウタツヤ (2015) TEA 理論編 新曜社
- (34) 横山彰人 (2001) 「子供をゆがませる間取り」情報センター出版局

大学体育授業におけるバレーボールの ラリーに関する研究

北 田 豊 治・辻 内 智 樹・高 山 伸 也・
青 山 健 太・境 田 雅 章

キーワード：大学体育、バレーボール、ラリー

I. はじめに

バレーボールは W. G. モーガンによって、安全で、運動量が適度で、狭い施設の中でも多くの者が楽しむことができるように意図的に考案されたスポーツで、学校体育においてもネット型球技の教材として採用されている¹⁾。バレーボール競技自体の特徴は「年齢や性別を問わない」「全身運動で自分の能力に応じて運動量を調節できる」「用具が簡素である」「ルールが単純である」「屋内でも屋外でもできる」「一人ではなく仲間が必要である」であり、これらが多くの人に親しまれてきた根本原因であるといわれている²⁾。すなわち、バレーボールの普及と人気の原因は、バレーボールが本来もつ単純性と競技性という幅の広さにあるといえる。

バレーボール競技においてゲームを構成する最低必要条件は、第 1 にサーブが確実に入ること、第 2 に入ったサーブがルールで許されている 3 回のラリーのあと必ず相手のコートにネット越しに返せることである³⁾。すなわち、打ったサーブがいつもコート外にとび、たまに入ったサーブがまともに返らないようでは、競技は成立しないことを意味している³⁾。同様にバレーボール競技におけるゲーム構造は 1 回目「守ること」、2 回目「攻めにつなげること」、3 回目「攻めること」の機能が存在する⁴⁾⁵⁾。その 3 回の機能を達成するために、レシーブ（レセプション、ディグを含む）、トス、スパイクなどの技術が用いられている。これらの技術で成立させた攻撃が三段攻撃であり、バレーボールゲームにおけるラリーの主流になっている⁶⁾⁷⁾。

三段攻撃における技術の分類において、レシーブは一般的に相手の攻撃的な打球を処理することが多い防御的な意味合いの強い技術であるとされており、トスはレシーブボールをアタッカーにつなぐパスの意味を持つ技術であり、スパイクはトスされたボールを相手コートに攻撃する技術とされている⁸⁾⁹⁾。三段攻撃において、最初のボールコンタクトとなるレシーブは、相手の攻撃の対処的行動になるので、場所や方法などを制御することができない受動的な技術である。小島ら¹⁰⁾は勝率を高めるのは守備力強化であり、スパイクレシーブを安定させることでカウンターアタック決定率が高まると述べており、米沢¹¹⁾は、レセプションからの攻撃が勝敗に最も影響を及ぼすことを報告している。このようにレシーブは守備的技術であるが攻撃結果に影響を及ぼすことが指摘されている。しかし、これらの研究は競技を専門とする大学トップ選手の公式戦を対象としたものであり、一般大学生とは大きく異なる。

そこで本研究では、大学一般体育におけるバレーボールの授業を対象として、ネット型競技の特性であるラリー回数およびその内訳の推移を明らかにし、学習指導計画作成の一資料とすることを目的とした。

II. 方法

1. 対象

愛知県内の四年制大学（文系学部）における一般教養の必修体育実技のバレーボールゲーム48セットを対象とした。授業時のネットは一般女子の高さ2m24cmに設定して、大学1年生男女混合で行われた。調査期間は2016年4月17日～7月3日までの週1回全12回である。1回あたりのゲーム数は4ゲームであり、それぞれ15点先取したチームが勝ちとした。なおデュースは設定していない。

2. 測定方法

映像はコート全体を撮影可能な位置にデジタルビデオカメラを設置して記録した。記録映像は独自の測定用紙を用いて、後日技術毎に分類した。一連の分類、記録にはバレーボール競技歴10年以上の熟練者2名が担当した。

測定項目は、サーブ、パス、スパイク、オフェンス回数、ラリー回数である。出現するオフェンス回数は相手コートに返すまでの回数とし、1段攻撃（以下「1WA」とする）、2段攻撃（以下「2WA」とする）、3段攻撃（以下「3WA」とする）に分けて分析した。ブロックに当たってそのまま相手コートに返った場合は、ブロックしたチームの1WAに分類した。ラリー回数は、サーブが打たれてからボールを連続して返球した際の、ネットを越えた回数と

し、サーブはラリー回数に含まないこととした。統計処理には一元配置分散分析と多重比較 (Tukey's HSD) を用いた。比率の比較はカイ 2 乗検定により分析した。統計プログラムパッケージ IBM SPSS ver. 27 を使用し、いずれも 5 % を有意水準とした。

III. 結果

図 1 は第 1 回目から第 12 回目までの 1 日 4 セットのラリー回数およびサーブミスの平均値の変化を表したものである。ラリー回数全体の平均値は 40.9 ± 11.6 回であった。期間中最もラリー回数が少なかったのは第 1 回目の 24.5 ± 13.8 であり、最も多かったのは第 9 回目の 50.5 ± 12.5 であった。第 1 回目から第 5 回目までは少しずつではあるがラリー回数は増えており、第 6 回目で一度ラリー回数は減少しているが、第 7 回目からまた回数は増加している。第 10 回目以降は、またラリー回数は減少している。第 1 回目と第 8 回目、第 9 回目、第 12 回目は標準偏差値が大きいことがわかる。サーブミスについては全体で 4.6 ± 2.6 であった。初回が 7.0 ± 2.2 であったものの 1 セットあたり 3 本から 5 本で推移しており、全体的にはあまり大きな変化は見られず、どの試合においてもサーブミスはつきものであることが示された。

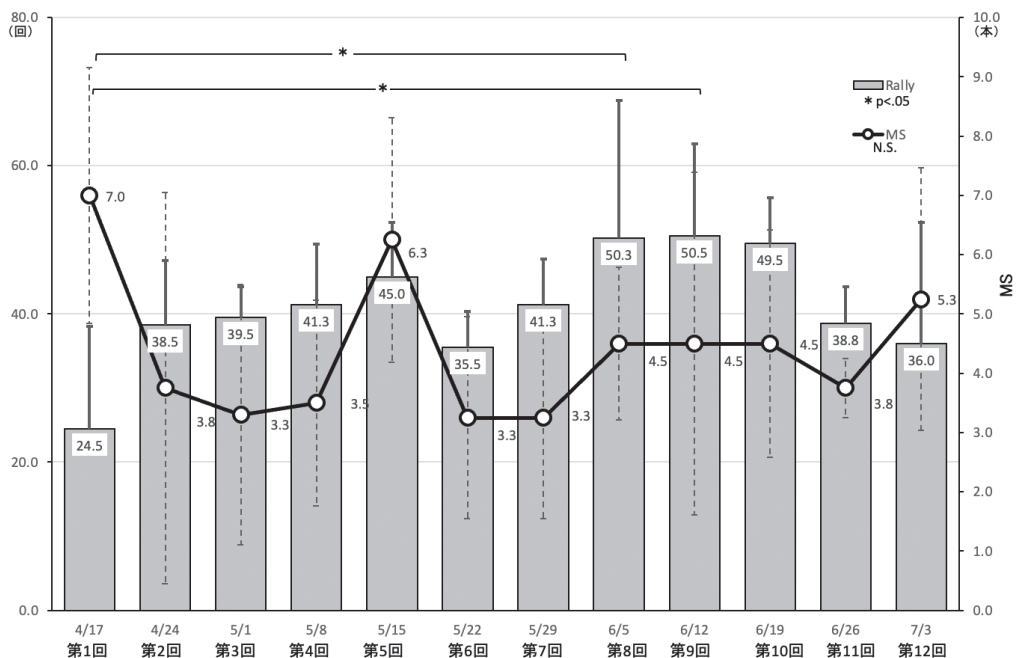


図 1. ラリー回数とサーブミスの推移

表1はラリーの内訳を勝敗別で示したものである。全体を通しての3WAの割合が45.2%と最も高く、1WAいわゆる一本での返球は27.6%であった。勝ちグループ（以下「Win群」とする）における3WAの割合は49.9%であり、負けグループ（以下「Lose群」とする）の40.8%よりも有意に高いことが示された。また、1WAについてはWin群が23.6%、Lose群は31.3%であり、Lose群が有意に高かった。

表1. 勝敗別のラリーの内訳：回数(%)

	1 way attack	2 way attack	3 way attack	Total
Win	294 (23.6)	329 (26.5)	621 (49.9)	1244 (100.0)
Lose	410 (31.3)	366 (27.9)	535 (40.8)	1311 (100.0)
	704 (27.6)	695 (27.2)	1156 (45.2)	2555 (100.0)

$$X^2=25.742, df2, p<.01$$

図2は第1回目から最終12回目までの、ラリーの内訳の推移を勝敗別に示したものである。第1回目はLose群が44.7%であり、Win群（41.5%）よりも3WAの割合が高かった。しかしながら、次の第2回目から第6回目まではWin群の方がLose群よりも多いことが示された。

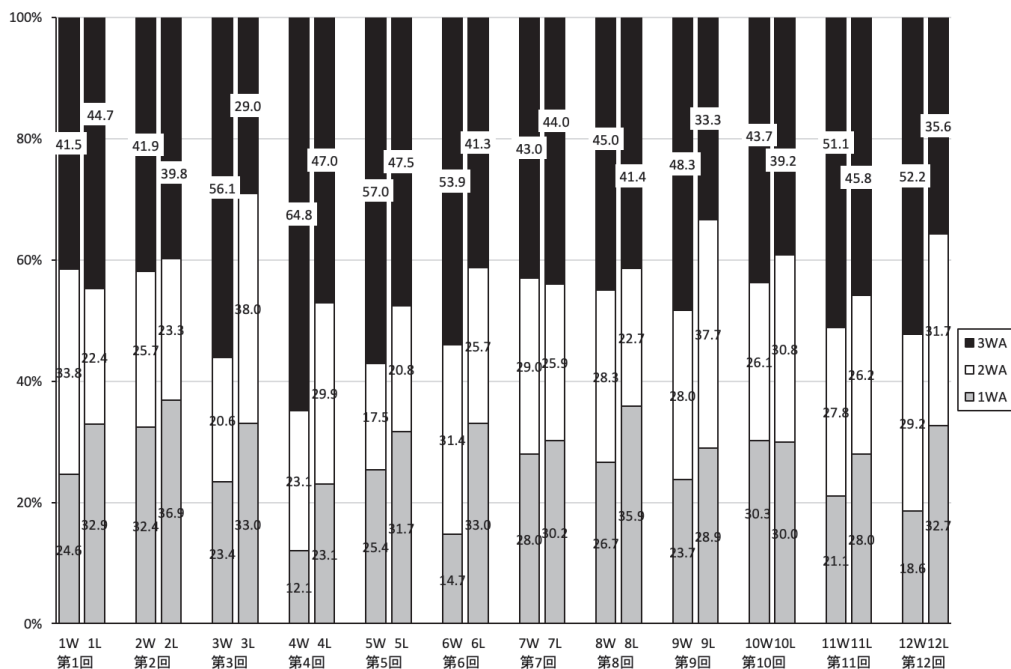


図2. 勝敗別ラリーの内訳

第7回目に一度 Lose 群の方が回数は上回るが、次の第8回目以降は Win 群の方が Lose 群よりも3WA の出現率が高い傾向にあることがわかった。Win 群の方が一本での返球から、より複雑な3段攻撃に移行している様子が示唆された。

IV. 考察

サーブはラリーの基点となるプレーであり、相手コートを乱すだけでなく、得点に結びつけることもできる重要な攻撃の一つである。バレーボールには、サーブ、ブロック、スパイクの3つの重要な技術があり、中でもサーブは最も重要な攻撃動作の1つである。サーブはラリーの中で最初に行う攻撃動作で、このサーブ技術の習得は必要不可欠である¹²⁾。

Silva et al.¹³⁾はバレーボールの試合の勝敗に影響を及ぼす要因について、サーブポイント、レセプションエラー、ブロックエラーの3つが主な要因であることを報告している。大学女子リーグ戦におけるサーブミスが試合の流れに及ぼす影響については、連続失点の4割は自チームのミスから始まっており、そのうちサーブミスから始まったものは2割前後であったことが報告されている¹⁴⁾。男女のトップリーグを対象とした研究では、サーブ権が勝利確率へのマイナス影響が大きいことが報告されている。このことは、レベルが高くなるほど、レセプションサイドが得点する可能性が高い傾向にあることを示唆している¹⁵⁾。

サーブミスについてはサーブの成否はサーブを打つ人の自由な配慮により関与できる技術(クローズドスキル)であり、失敗して他の人の責任に転嫁することは不可能であると述べられている¹⁶⁾。今回の結果では初回のサーブミスが突出して多く、以降安定していたことから、個人の努力を重ねれば上達することが可能な技術であることを理解したうえで練習に取り組んだ様子が示唆された。日本バレーボール協会¹⁶⁾ではサーブ力の基礎となる4点として「1. トスをいつも正確にあげる」「2. 高い打点でボールの中心をミートする」「3. いつも同じで打てるようにフォーム定型化に努める」「4. トスの微妙な変化に対応できる打法をマスターする」を提示しており、サーブ練習の反復によって初めて体得できると述べている。

ラリー中の攻撃についてセリンジャー⁷⁾は、サーブレシーブからの攻撃同様に重視すべきであると述べている。このことはサーブが確実に入り、入ったサーブが何回かのプレー回数のうちに、ネットを越えて相手コートに返球できるような能力を、ある程度身につけた上でゲームに導入しなければならないことを意味している。吉井ら¹⁷⁾は中学校正課体育のバレーボールにおいて、ファーストキャッチバレーを導入することにより、3本目はアタックで攻撃するというラリー形成に有効であったことを報告している。この取り組みはサーブだけで大量得点したり、セッターに返すのが難しいため、意図的にそのまま相手コートに返したりするのを避ける

ためである。全体を通して「三段攻撃はレシーブ～トス～アタックで構成される」という理解が深まり、実行に移す生徒が増えたことを示唆している。

宮田¹⁸⁾は三段攻撃に関わる各プレーを数量化理論1類により分析し、その成否に影響する主要因は、相手の「ブロックパターン」と「トスの質」であることを明らかにしている。このことはチームにおいて制御することができないブロックパターンが最も攻撃結果に影響しており、球技の特性である対峙性が攻防の成否に最も大きな影響を与えていることを意味している。津田¹⁾はバレーボールの愛好度を高める要因として、女子中学生を対象に「守備中心の学習過程」と「攻撃中心の学習過程」を比較している。守備中心グループでは「チームプレーができるから」、「みんなで工夫すれば楽しくできるから」などの集団で楽しむ人間関係に関するものが、攻撃中心グループでは「サーブやスパイクができるようになったから」、「とれないボールもとれるようになったから」などの技能的特性が関係していることを報告している。

横山¹⁹⁾は、チーム内のメンバーが互いの能力を引き出し合い、予想以上の力を発揮したとき、高い「チーム力」を感じると述べている。つまり「チーム力」とは、構成メンバーが有する個の能力の単なる総和ではなく、メンバーの間の関係性によって創られる集団の力であり、さらに一般化すれば「多数のヒトの社会的相互作用によって創出される集団的挙動」であると指摘している。大学における一般教養体育においても、授業回数を重ねるにつれ、チーム内での仲も深まり、コミュニケーションも多くとれ、うまく連携が取れるように移行しているものとする。河津²⁰⁾はチームワークの行動的側面と心理的側面に注目しながらチームワークの下位概念を選定し、これらのチームワーク下位概念を含んだチームパフォーマンスとの関係を分析した。その結果、チームワークの心理的な側面が、メンバーの試合中の行動やチームパフォーマンスに影響を及ぼすことを明らかにしている。また、試合以外の活動の中でのメンバー行動が、チームワークの心理的な側面に影響を及ぼすことも明らかにしている。

本研究で対象となった一般体育の授業では、その日のすべてのゲームが終わると最後に結果発表が行われており、どのチームが何勝何敗などといったことはもとより、プレーや戦術面でのフィードバックが行われる。そのとき、お互いを尊重し合あい、チーム同士で拍手をしたりしていた。また、ゲームの前では作戦を練るチームや課題練習を行うチーム、円陣を組み気合を入れるチームなどさまざまなシーンがみられた。ゲーム中だけでなく、ゲームの終わりや始まるのときのコミュニケーションもチーム力の向上に大きく関わっているとする。

文献

- 1) 津田和也、後藤幸弘、バレーボール教材の学習指導に関する研究、日本教科教育学会誌1996; 19(1): pp. 13-21.

- 2) 松平康隆、豊田 博, バレーボール, 東京: 講談社1978; pp. 9-12.
- 3) 財団法人日本バレーボール協会, バレーボール指導教本, 東京: 大修館2004; p. 40.
- 4) 朽堀申二、松本昌三、森田昭子、川合武司、横沢民男、浜 光之、徳永文利, バレーボールの学習指導と教材研究, 東京: 不味堂1997; pp. 22-28.
- 5) 吉田敏明, バレーボールマインドーバレーボール的発想と技術のポイントー, 東京: 道和書院1988; pp. 45-46.
- 6) Ivoirov A. V. バレーボールの科学, 東京: 泰流社1984; pp. 10-12.
- 7) セリンジャー A, 朽堀申二監修、澤凡夫訳, セリンジャーのパワーバレーボール, 東京: ベースボールマガジン社1993.
- 8) 稲垣安二, 球技の戦術戦術体系序説バスケットボールとバレーボールの特殊戦術体系, 東京: 梓出版社1989; pp. 46-48.
- 9) Stiehler G., Konzag I., Dobler H. 唐木國彦監訳, ボールゲーム指導事典, 東京: 大修館1993; pp. 319-320.
- 10) 小島隆史、濱田幸二、篠木賢一, 大学女子バレーボール競技におけるスパイクレシーブ及びカウンターアタックの重要性ー鹿屋体育大学の西日本インカレでの躍進を例にー, 鹿屋体育大学学術研究紀要2007; 35: pp. 67-73.
- 11) 米沢利広, バレーボールのゲーム分析ーゲームの勝敗に影響を及ぼす決定パターンの貢献度ー, 福岡大学体学研究1987; 17(2): pp. 45-53.
- 12) 遠藤俊郎、武川律子, 女子大学生におけるサーブ動作様式の分析ーフローターサーブに関してー, バレーボール研究1999; 1 (1): pp. 1-8.
- 13) Silva, M., Lacerda, D., and Joao, P. V. Game-related volleyball skills that influence victory. *J. Hum. Kinet.* 2014; 41: pp. 173-179.
- 14) 田中 愛、西野 明, バレーボールの試合におけるサーブの重要性について, 千葉大学教育学部研究紀要2007; 35: pp. 89-91.
- 15) 佐藤文彦、渡辺啓太, 得失点とサーブ権によるバレーボールの勝利確率の推定, バレーボール研究2020; 22(1): pp. 45-48.
- 16) 前掲3), pp. 82-83.
- 17) 吉田有希、安井 仁, バレーボールの意欲を高める戦術を扱った授業の検討, 鳥取大学附属中学校研究紀要2018; 49: pp. 115-120.
- 18) 宮田睦美、八板昭仁、青柳 領、北田豊治, バレーボールの攻撃行動における攻撃結果に影響する要因ー九州大学バレーボールリーグ女子選手を対象としてー, 九州共立大学研究紀要2016; 6(2): pp. 1-9.
- 19) 横山慶子, 力学系としてみたスポーツの「チーム力」, 日本体育学会大会予稿集2014; 65(0): p. 35.
- 20) 河津慶太, スポーツチームにおけるチームパフォーマンス予想モデル, 日本体育学会大会予稿集2014; 65(0): p. 35.

復興五輪の一考察

境 田 雅 章・河 村 和 徳

キーワード：復興五輪、COVID-19、有観客試合、サッカー、風評被害

1 はじめに一異例づくめであった東京2020大会

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、東京2020大会）は、過去の大会と比べ、異例な大会であってことは間違いない。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により、開催が1年延期されたことはその象徴である。2021年に実施された大会のほとんどの会場が無観客で行われたことも、異例であった。

一般的に、オリンピックという国際的なメガスポーツ大会を招致することは、多大な負担を受け入れることと同義である。すなわち、大会を誘致する国、都市にとって何らかのインセンティブがあるから、誘致を目指す国、都市は立候補するのである。またメガスポーツ大会を招致することはスポーツ団体にとってもメリットがある¹⁾。とりわけ、プロ化が進んでいないマイナースポーツにとって、オリンピックは競技団体の認知向上や競技環境の整備推進のまたとない機会となる²⁾。アテネ2004大会のレガシーを分析した Panagiotopoulou (2016) を参考に、オリンピック開催の経済的な誘因を考えると、表1のようになるとと思われる。

しかしながら、コロナ禍によって、開催国日本及びホストシティである東京は表1のような経済効果を得ることはできなかった。とりわけ、期待された観光収入は全くといってよいほど得られなかった³⁾。感染拡大防止の観点から海外からの観光客の入国を許可せず、またほとんどの会場が無観客での実施を判断したからである。期待された経済効果が得られなかったことも異例であった。

コロナ禍は、事前キャンプ地としての経済効果を期待していた地方自治体も失望させた⁴⁾。多くのキャンプ地契約がキャンセルされ、ホストタウン事業も中止を余儀なくされた⁵⁾。選手との交流をオンラインで実施した自治体も見受けられたが、広がりには欠いた。また五輪関係者と外部との接触を遮断する「バブル方式」が採用され、競技終了後、海外選手たちは速やかに出国することが求められた。事前キャンプだけではなく、大会後の交流も行えなかったのである。

表1 オリンピック開催の経済的な誘因

時期	効果
大会開催前	観光事業に伴う収入
大会期間中	観光事業に伴う収入
	整備されたスポーツ施設、交通インフラの利用（スタジアムなど）
	運営などに伴う仕事場の提供
	大会実施に伴う事業収入（入場料、スポンサー収入、放映権料）
大会開催後	観光事業に伴う収入
	整備されたスポーツ施設、交通インフラの活用
	人間関係資本の増大
	都市の開発（もしくは再開発）による恩恵
	国際的な地位向上

出典：Panagiotopoulou（2016）を元に筆者ら作成

東京2020大会は大会招致のレトリックも異例であった（Tomlinson, 2016）。2016年大会の招致でリオデジャネイロに敗れた東京は、2020年大会で支持を得るため、東日本大震災からの「復興五輪」を掲げた⁶⁾。東京1964大会の招致の際に用いた「戦後の復興を果たした日本の姿を世界に発信する」を、「東日本大震災から復興を果たした日本の姿を世界に発信する」に置き換えたのである。ただ、福島第一原子力発電所の事故による影響を懸念する声もあり、安倍首相は招致を成功させるため、「問題解決に向けたプログラムを、責任をもって実行する」ことを国際社会に発信し、招致にこぎ着けたのであった⁷⁾。

東京2020大会は、様々な視座から考察することが可能と思われるが、本稿では、「復興五輪」に焦点を当てる。招致の切り札として用いられた「復興五輪」というレトリックだったが、被災地の有権者の中には東京2020大会を「復興五輪」と呼ぶことにネガティブな者もいるとも聞く。そこで本稿では、復興五輪に係る論点について、宮城県や福島県でのインタビューの結果を元に考えてみることにしたい。

2 復興五輪は望まれたものであったのか

2.1 RWC2019日本大会でも用いられたレトリック

復興五輪のレトリック「復興を世界に発信する」は、世界的に見ればオンリーワンのものであるが、東日本大震災から復興した姿を発信するという物語は、2019年に行われたラグビーW杯日本大会（以下、RWC2019日本大会⁸⁾）の招致にも使用されている。そして、どちらかと言えば、RWC2019日本大会の方が東京2020大会よりもインパクトは強かった。なぜなら、RWC2019日本大会では、試合開催12都市の1つに、約3万3千人（当時）しかおらずスタジアム（釜石鵜住居復興スタジアム）を新設しなければならない釜石市（岩手県との共同開催）を選んだからである。一般的に、国際的なスポーツ大会開催地と選ばれるのは、スポーツ施設はもちろん、交通インフラや宿泊施設などが整った都市である。それにもかかわらず、釜石市が開催地として立候補し、かつ選ばれたのは、1970年代から1980年代にかけて7年連続日本一となった新日鉄釜石ラグビー部の歴史的経緯を重ね合わせた主催者側の意向が大きかった（伊藤、2021）。

RWC2019日本大会で新設された釜石鵜住居復興スタジアム（写真）は、津波によって周囲が流された鵜住居地区の浸水域にある。このスタジアムの整備に係る方針は、

- ①三陸被災地のスポーツ施設不足を解消し、県民が集い、スポーツを楽しめる。
- ②国際・国内スポーツ大会をはじめ各種多様なイベント開催ができる。（音楽・芸術・国際交流等）
- ③医療福祉目的の健康体力づくり施設として有効活用できる。
- ④震災の記憶と防災の知恵を伝える。
- ⑤ラグビー日本選手権 V7・RWC レガシー（遺産）を伝える。
- ⑥釜石フィールドミュージアムを構成。（自然環境、歴史文化を野外活動として学習体験）

であるが⁹⁾、「東日本大震災で被災した釜石で世界的ビッグイベントを開催する」という強いメッセージが重視されたスタジアム建設だったことは間違いない¹⁰⁾。人口減少が著しい三陸の一自治体にとって「負のレガシー」と言われかねないスタジアム整備であり、住民の中には多大な負担を懸念する者もいたが、表だった反対運動が起きなかったのは、誘致がもたらす有形・無形のメリットに批判することが憚られたためであろう¹¹⁾。



筆者（河村）撮影（2018年8月14日）

写真 整備中の釜石鵜住居復興スタジアム

なお、RWC2019日本大会と東京2020大会の招致のレトリックが同じなのは、日本体育協会会長など日本のスポーツ界を代表した森喜朗元総理大臣が、RWC2019日本大会でも東京2020大会でも重要な役割を果たしたことで無縁ではないだろう¹²⁾。

2.2 被災地の復興五輪に対する賛否

2011年12月、2020年の東京招致を目指し、大会招致委員会は被災3県知事¹³⁾を復興五輪の象徴として評議会メンバーに加え¹⁴⁾、大会招致に成功した後、復興五輪を印象づける努力がなされ続けた。その象徴であったのが、宮城県でのサッカー、福島県での野球・ソフトボールの開催である¹⁵⁾。また、競技開催地以外の自治体もオリンピックと関わるための事業として、復興ありがとうホストタウン事業なども行われるようになった（河村・伊藤，2018b）。また聖火の到着地を津波被害に遭った宮城県の松島基地（東松島市）とし、聖火リレーのスタート地点を福島第1原発事故の対応拠点となった福島県楡葉町・広野町に位置するJヴィレッジとしたことも復興五輪を強調するものと言えた¹⁶⁾。

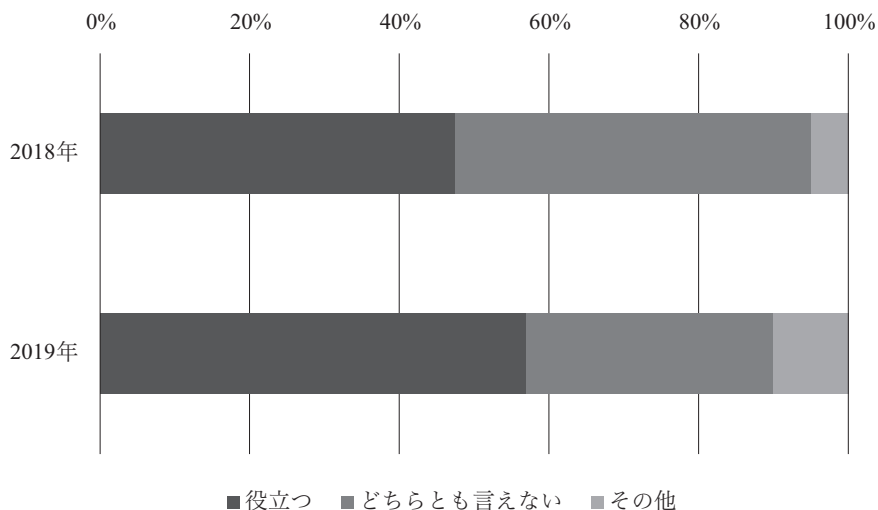
しかしながら、大会招致のための復興五輪というレトリックを被災地が受け入れていたか、疑問が残る。新国立競技場をはじめとする東京2020大会のためのスポーツインフラ整備や周辺の交通動線の整備は、東日本大震災との復興と同時並行で行う必要があり、建築投資が被災

地に回りにくくなる影響が出た。人件費や建設資材が高騰し、復興事業の入札が不調となるなど復興を遅らせる要因となっていたのである¹⁷⁾。

河北新報が2017年、岩手・宮城・福島の被災3県の42市町村の首長に対して実施した調査の結果は、「東京2020大会が被災地のためになる」という主張に疑問を持つ首長が多かったことを示唆している。この調査では、「被災地の復興に役立つか何とも言えない」と回答した首長は54.8%にもものぼっている¹⁸⁾。ただし、2018年、2019年と時間が経つにつれ、東京2020大会は復興に「役立つ」と回答する比率は増えている（図1）¹⁹⁾。復興事業が徐々に終わりに近づき、被災自治体の中には五輪開催に伴うインバウンドに目が向くところが出始めたことが大きいと思われる。また、聖火リレーの計画が立てられるなど、機運が高まったことが回答の変化につながったのであろう²⁰⁾。新型コロナ禍前の時点で、被災自治体の首長の中に「復興五輪は復興の役に立つとは言い難い」という声が一定数いたのである。

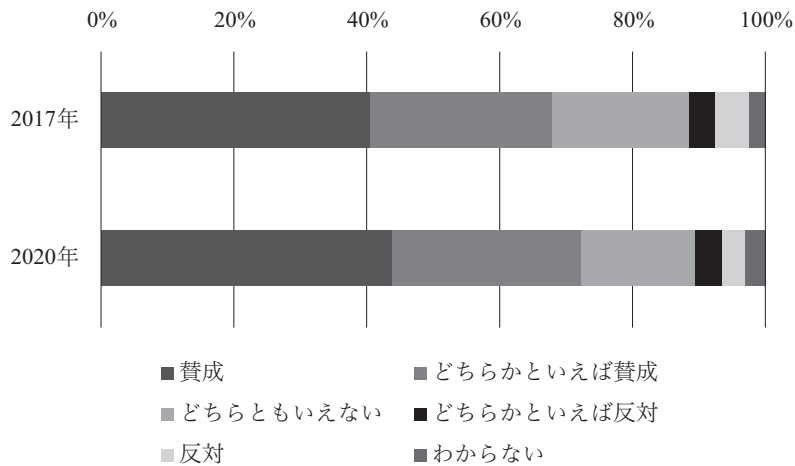
福島県民に対する意識調査を元に福島県での野球・ソフトボール開催の是非を分析した河村・伊藤（2021）も、被災地の全てが復興五輪を受け入れていたわけではないことを指摘する。図2は、野球・ソフトボール競技の福島開催に対する賛否を図示したものである。賛成派（賛成+どちらかといえば賛成）が多数であり、大会が近づくにつれて賛成派の比率は上昇している。しかしながら、祝祭性から反対と答えづらい福島開催に反対と答える者も若干存在する。

河村・伊藤のデータで興味深いのは、地域的な温度差がある点である。2017年の調査時点では、福島市が含まれる福島1区と郡山市が含まれる福島2区、いわき市が含まれる福島5区



出典：河北新報より筆者ら作成

図1 被災42市町村長調査の結果



出典：河村・伊藤（2021）

図2 野球・ソフトボール競技福島開催に対する賛否

の賛成派の比率は60%を少し超える程度でそれほど変わりはないが、2020年の調査時点では、福島1区・2区の賛成派の比率は2017年から10ポイント近く上昇したのに対し、福島5区のそれは微減となっている。福島県の中通り地方では、オリンピックが近づき機運が高まった影響²¹⁾などを受けて賛成を示す者が増えたが、福島市から距離があり、原子力災害の強い影響を受けた浜通りでは五輪開催の盛り上がりはそれほどまでではなかったのである²²⁾。また、地域的な温度差だけではなく、年代でも温度差があったという。反意を示している者には30代から50代の現役世代が相対的に多く、賛意を示している者の中心は60代前後であった。被災地では、東京1964大会を知る者が、復興五輪を掲げる東京2020大会を支持する主たる勢力だったのである。

3 延期された復興五輪で見た曖昧さ

東日本大震災からの復興期間は、ひとまず2021年度末で終了した²³⁾。RWC2019日本大会、東京2020大会、そして復興期間の終了を時間軸上に並べてみると、「メガスポーツ大会によって世界に復興を発信し、その過程でインバウンドを増やし、復興政策の一通りの目処をつける」という思惑が透けて見える。言い換えれば、「復興政策をたたむ最後のセレモニー」という役割が、RWC2019日本大会、東京2020大会に期待されていたのではないかと。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大による東京2020大会延期によって、予想されたシナリオは大きく崩れることになった。東京2020大会が、復興期間の終了後に行われる

ことになったのである。このシナリオの変化は、ホストタウン事業や復興ありがとうホストタウン事業など、東京2020大会と連動する事業を考えていた被災自治体にとって計画の変更を強いることになった。復興予算に期待することが難しくなったからである。

東京2020大会は、国立競技場の建て替えの混乱など様々な課題を抱えていたことは間違いない²⁴⁾。ただ、その課題の全てが可視化されている訳ではない。とりわけ、復興五輪に係る課題は見えにくい。ここでは、コロナ禍により東京2020大会が延期されたことで見えた「曖昧な取り決め」について指摘したいと思う。

基本的に、オリンピックに係る経費と責任はホストシティが背負うことになる。近年では、大会の大規模化に伴い経費が莫大になることを鑑み、招致した都市が属する政府が実行を担保する形にする傾向にあるようである。東京2020大会も、大会経費は大会組織委員会と、東京都、国の3者で分担するスキームが採られている。ただ、ここで1つ疑問がある。それは「聖火リレーなどに係る費用や、東京以外で実施される競技の経費は誰が持つのか」という問題である。

たとえば、2020年3月、当時の安倍晋三首相はほぼ抜き打ちで東京2020大会の延期を打ち出した。しかし、聖火リレーがスタートする2日前の延期発表だったため、福島県は聖火リレー関連経費として計上していた3億円の内、2.5億円を執行せざるを得なかった。看板設置や沿道警備員の手配は既に済んでおり、契約的に支払わざるをえなかったのである²⁵⁾。

この2.5億円の支払いに責任を持つのは誰なのであろう。福島県としてみれば、「国（首相）が急に延期を言い出したのであるから、国が基本的に負担すべき」となるであろう。また被災地が追加の費用を背負うのは、復興五輪のレトリックから考えても望ましいとは思えない。しかしながら、2021年9月に宮城県・福島県に聖火リレーに係る協定の開示請求を行い、手に入れた協定を見る限り、「どの経費を誰が支払うか」明確に書かれていなかった。急な延期決定という事態がなければ、聖火リレーの経費分担の曖昧さに気づくことはなかったかもしれない²⁶⁾。

東京2020大会における無観客に係る判断からも、この大会の責任の所在に曖昧さがあることを気づかせてくれる。復興五輪の一環として、宮城県では、宮城スタジアムで男女10試合が行われた。村井嘉浩宮城県知事は、郡和子仙台市長や東北大学病院などの医療関係者などの反対を押し切り、有観客試合を決断した²⁷⁾。河北新報の報道によれば、村井は有観客開催にあたり、「復興五輪として感謝の意を伝えたい」「復興五輪の理念は、宮城が最後のとりで」と大会組織委員会などに有観客の意義を訴えたという²⁸⁾。マラソン等の開催地である北海道が無観客を判断し、野球・ソフトボールの開催地の1つである福島県は、北海道の対応に急遽あわせる形で有観客開催から無観客開催へ舵を切った中での政治的判断であった²⁹⁾。

村井の決断にどうしても焦点が当たりがちであるが、よく考えてみれば、会場保有している県の知事が有観客か否かを判断する前に、大会組織委員会が開催基準を明示していない点は問題である。2021年7月8日に東京大会の五者協議後に観客数に関する共同ステートメントが出されているが、このステートメントは、

- ・緊急事態宣言を受け、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令されている地域は無観客。
- ・緊急事態宣言措置が講じられていないところでは関係自治体等連絡協議会を開催し、首長と協議の上、具体的な対応を決める。

というものであり、良い言い方をすれば「無観客を強制しない」、悪い言い方をすれば「判断は地方に丸投げする」というものであった。本来、大会全体を統括する組織委員会が無観客開催を含めた開催基準を明示し、それが妥当か施設を保有する行政が判断するのがあるべき姿だったのではなかったか。

4 おわりに代えて

4.1 未完の復興五輪？

東京2020大会終了後、東日本大震災の被災地と世界が結び付き復興を後押しすることを目的として、東京2020組織委員会、東京都、東京藝術大学、岩手県、宮城県、福島県等が連携し「東京2020復興のモニュメント」が制作された³⁰⁾。スポーツ界は東京2020大会の有形・無形のレガシーをどう残していくのか、対応に迫られている。

ただ、「復興五輪は未完である」と考えることも可能である。なぜなら、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から海外からの観客が入国できなかったことに加え、ほとんどの競技が無観客で行われたからである。世界に被災地の復興を発信することが十分でなかった以上、復興五輪の目的は完遂できなかったと言わざるをえない。NHKが2021年秋に行った世論調査によると、2021年7月に東京2020大会を開催したことに肯定的な国民は約半数だったが、同じ調査で「開催が被災地の復興に役に立ったか」という問いに対し、約73%は役に立たなかったと回答している³¹⁾。十分に目的を達成できなかったのだから、「未完」と言ってもよいだろう。

東京五輪は、新型コロナウイルスの感染拡大によって延期された結果、復興五輪の意義は大きく後退したのであるから、「未完」と言う言い分もある。安倍晋三首相は、大会延期の決

断後、

「人類が新型コロナウイルス感染症に打ち勝った証しとして、完全な形で東京五輪・パラリンピックを開催する」

と述べ³²⁾、「復興を乗り越えた大会」という東京2020大会の看板の隣に「コロナに打ち勝った大会」という看板も掛けた。菅前首相の発言を見ても、10月23日に、

「東日本大震災の被災地が見事に復興を成し遂げた姿を世界に向けて発信する場にしたい」

と発言するも、その数日後には、

「人類がウイルスに打ち勝った証しとして、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を開催する」

と述べており、菅前首相の発言からも東京2020大会が二枚看板化した事実を捉えることができる。

実は、RWC2019日本大会も復興を世界に発信する場として準備されたものの、計画を完遂することはできなかった。2019年10月13日の日曜日に予定されていた、ナミビア対カナダの試合は、台風19号の影響で中止となっている。東京2020大会だけではなく、RWC2019も大会をあるべき姿で終わらせることはできなかったことを考えると、「『復興五輪は未完』かもしれないが、復興をどう世界に発信するのか、我々は宿題を抱え込んだ」とみなすこともできるのかもしれない³³⁾。

本稿では、復興五輪を焦点に当てて議論をしたが、概観を述べたに留まっている。本稿をスタートし、復興五輪をどう評価するか、これについて今後詳しく検討していきたいと思う。

4.2 Jヴィレッジが豪キャンプ地となった意義

本稿の終わりに、Jヴィレッジがサッカーオーストラリア代表のキャンプ地になったことについて言及しておきたい。

原子力災害の被災地である福島県にとって、東京2020大会は復興を発信するだけではなく、その過程で風評を払拭する重要な機会となるはずだった。「『福島県産のモモがおいしい』という選手団のSNSへの投稿が風評払拭のヒントになる」とニュースになる³⁴⁾など、一定の成果

は見られたが、無観客試合のため観客を通じた復興の発信は困難であり、バブル方式による大会実施のため、住民と選手との交流もほとんどできなかった。それだけではない。東京2020大会を取材に日本を訪れた各国プレスも、同じくバブルの中での活動を余儀なくされ、被災地を自由に取材し情報発信することは難しかった。そうした情報発信ができなかった中、サッカーのナショナルトレーニングセンターであるJヴィレッジがオーストラリア代表のキャンプ地になったことは、福島県にとってプラスであった。

福島第一原発の事故後、Jヴィレッジのナショナルトレーニングセンターの機能は停止され、福島第一原発事故の対応拠点として利用された。2013年に7月に原発事故の対応拠点が福島第一原発の敷地内に移転することに伴い、日本サッカー協会や福島県は「再び緑のグラウンドに戻し、人々が集いスポーツの喜びを分かち合う場所として再生するプロジェクト³⁵⁾」として「Jヴィレッジ復興プロジェクト」を企画し、2019年4月20日、全面再開となった³⁶⁾。日本サッカー協会などは、地域サッカー協会やサッカー連盟に対しJヴィレッジの利用促進を働きかけ、全日本大学サッカー連盟もアットホームカップ2019第17回インディペンデンスリーグ全日本大学サッカーフェスティバルを開催する³⁷⁾などの対応を行った。

多くの者が利用することでJヴィレッジの稼働率は上がる。ただ、それだけではない。多くのサッカー関係者が、Jヴィレッジのある福島県浜通りを訪れることによって、「福島は危ない」という風評払拭が少しずつ進む可能性が高い。海外の選手団の事前キャンプを受け入れることも同様の効果があると思われる。海外の選手団を受け入れた実績は「二つの風（震災記憶の風化と風評払拭）」に悩む福島県にとって、次につながる成果であったように思う。

サッカーのナショナルトレーニングセンターであるJヴィレッジがオーストラリア代表のキャンプ地³⁸⁾となったという事実は、もう少し大きく採りあげられてもよかったのではないかと、筆者らはそう思う。

注

- 1) 国民体育大会の開催も、マイナースポーツにとって環境改善のまたとない機会となる（境田・伊藤・河村、2016）。
- 2) 関連して、池井（1992）やロイ（2006）、山口・押見・福原（2018）などを参照。
- 3) コロナ禍以前、オリンピック開催がインバウンド観光を促す絶好の機会であることをうたう文献が刊行されていたが、そこで示された未来にはならなかった（岡崎、2017；高橋、2018）。
- 4) 事前キャンプ地に関する論考として、たとえば、杉山・菅・阿羅・河村（2019）などがある。
- 5) 関連して、『読売新聞』2021年9月11日、同2021年9月29日などを参照。
- 6) 『読売新聞』2011年7月17日。
- 7) たとえば、『読売新聞』2013年9月11日。ただ、安倍晋三元首相がIOC総会で東京電力福島第一原子力発

電所の汚染処理水に関する疑念について「アンダーコントロール」と述べたことは物議となった。『朝日新聞』2014年5月2日。

- 8) RWC2019日本大会ホームページ <https://www.rugbyworldcup.com/2019/teams/japan> (2022年1月23日訪問)
- 9) 釜石鵜住居復興スタジアムホームページ <https://kamaishi-stadium.jp/> (2022年1月23日訪問)
- 10) 河村・伊藤 (2021) によると、開催当該年度の2019年度当初予算には、釜石鵜住居復興スタジアム関連予算として、同スタジアムの整備事業に1億1,700万円、仮設施設の整備事業に9億4,958万円が計上されたという。これらの事業に充当する財源は、自主財源だけではなく、基金や市債などをフル活用して宛がわれたという。
- 11) これに関しては河村・伊藤 (2018a) や伊藤 (2021) を参照。
- 12) 森元首相は、RWC2019日本大会では組織委員会の副会長を、東京2020大会では招致委員会評議会議長を務め大会組織委員会会長にも就いた。
- 13) 達増拓也 (岩手)、村井嘉浩 (宮城)、佐藤雄平 (福島、当時) の3県知事。
- 14) 『河北新報』2011年12月2日。
- 15) 茨城県沿岸も被災地ととらえれば、サッカー会場の1つである茨城カシマスタジアムも被災地での開催とみなすことができる。
- 16) 『河北新報』2018年7月31日、同2019年3月13日。
- 17) たとえば、『河北新報』2014年6月8日など。関連して、小笠原・山本 (2016) も参照。
- 18) 『河北新報』2017年3月1日。
- 19) 『河北新報』2019年2月19日。
- 20) 共同通信が行った首長に対する調査によると、地域を訪れる外国人客について、回答した28自治体の(76%)市町村長が2020年に向けて「増える」と回答しており、インバウンド需要『河北新報』2019年8月11日。
- 21) NHKの朝の連続テレビ小説が福島市出身の古閑裕而が主人公であることも、機運を盛り上げる要因になっていると思われる。
- 22) なお、福島県民意識調査2020の調査時点(2020年2月から3月上旬)では、東京2020大会の延期はまだ決まっていない。
- 23) 国は、2022年度以降を「第2期復興・創生期間」と位置付けている。復興庁ホームページ <https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat12/sub-cat12-1/20210311135501.html> (2022年2月2日訪問)
- 24) これに関連して、たとえば中村 (2021) などを参照。
- 25) 『福島民友』2020年7月8日。
- 26) 2020年9月の東北大学公共政策大学院の被災地調査(授業名「日本政治演習」)の際、福島県オリ・パラ推進室の担当者にこの件について、「国に対し支払った費用の手当を求めてアクションを起こしているが、どうなるかわからない」旨の発言を行っている。
- 27) 有観客か無観客化に揺れた当時、宮城県内では「5000人もしくは収容定員50%以内のいずれかを上限」にプロスポーツの公式戦やコンサートなど行われていた。また野球日本代表・侍ジャパンの事前合宿が仙台市(楽天生命パーク宮城)で行われる予定であり、強化試合も組まれていた。「侍ジャパンの強化試合が有観客で行われている状況で、五輪サッカーを無観客にするという判断がしづらかった」という理屈は成り立つと思われる。野球代表・侍ジャパン公式ホームページ https://www.japan-baseball.jp/jp/news/press/20210719_2.html (2022年2月3日訪問)

- 28) 『河北新報』2021年7月15日。
- 29) 村井は2021年秋に選挙を控えており、選挙の集票を考えると政治的に厳しい決断だったと言える。
- 30) 復興庁ホームページ <https://www.reconstruction.go.jp/2020portal/initiative/transmission-info/event/#monument> (2022年2月2日訪問)
- 31) NHK ホームページ <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211211/k10013384081000.html> (2022年1月23日訪問)
- 32) 発言は全て『朝日新聞』2021年7月8日からの引用。
- 33) 関連して、札幌の冬季大会招致に復興五輪というレトリックが利用されるのか、注視する必要がある。
- 34) たとえば『読売新聞』2021年8月18日。
- 35) 福島県ホームページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/list277-1007.html> (2022年2月2日訪問)
- 36) J ヴィレッジの再開に向けては、中村(2016)にも言及がある。
- 37) 全日本大学サッカー連盟ホームページ <https://www.jufa.jp/news/news.php?kn=1017> (2022年2月2日訪問)
- 38) なお、RWC2019日本大会でも、アルゼンチン代表のキャンプ地となっている。『読売新聞』2018年4月21日。

参考文献

- 池井優. 1992. 『オリンピックの政治学』丸善ライブラリー。
- 石坂友司・松林秀樹 [編著]. 2013. 『〈オリンピック遺産〉の社会学—長野オリンピックとその後の十年』青弓社。
- 伊藤裕顕. 2021. 「震災復興とラグビーW杯—祝祭に隠れた釜石市の選挙を意識して」河村和徳・岡田陽介・横山智哉 [編著] 『東日本大震災からの復興過程と住民意識—民主制下の復旧・復興の課題』木鐸社、237–248頁。
- ジョン・W・ロイ (平野秀秋 [訳]). 2006. 「オリンピックをなぜ開催するか」『スポーツ社会学研究』第14巻、9–14頁。
- 岡崎正信. 2017. 「地域価値向上に寄与できるスポーツツーリズムの展開戦略：スポーツ合宿拠点「オガールベース」事業を通じて」『観光研究』第29巻1号、72–78頁。
- 河村和徳・伊藤裕顕. 2018a. 「被災地選挙の諸相 (43) 大規模イベントと震災復興—ラグビーワールドカップに見え隠れする釜石市の光と影」『月刊選挙』2018年10月号、10–15頁。
- 河村和徳・伊藤裕顕. 2018b. 「被災地選挙の諸相 (44) キャンプ地誘致とホストタウン事業」『月刊選挙』2018年11月号、18–24頁。
- 河村和徳・伊藤裕顕. 2021. 「被災地から考える復興五輪—復興ありがとうホストタウン事業と野球・ソフトボール福島開催に対する賛否を手がかりに」河村和徳・岡田陽介・横山智哉 [編著] 『東日本大震災からの復興過程と住民意識—民主制下の復旧・復興の課題』木鐸社、249–263頁。
- 中村祐司. 2016. 『スポーツと震災復興』成文堂。
- 中村祐司. 2021. 「メガ・スポーツイベントの虚と実」日本スポーツ法学会『オリンピック・パラリンピックの法的課題—延期を経てさらに見えてきた「スポーツ」と「法」の現在地 (日本スポーツ法学会年報)』第28号、50–75頁。
- 小笠原博毅・山本敦久. 2016. 『反東京オリンピック宣言』航思社。
- 境田雅章・伊藤裕顕・河村和徳. 2016. 「国民体育大会が抱える課題」『愛知学院大学教養部紀要』第64巻1

号、13-25頁。

杉山学・菅輝・阿羅功也・河村和徳、2019.「事前キャンプ誘致に関する一考察」『新潟経営大学紀要』第25号、1-13頁。

鈴木守・戸茆晴彦 [編著]、2004.『サッカー文化の構図』道和書院。

高橋義雄、2018.「スポーツツーリズムとインバウンド観光」『地方議会人』第48巻第5号、28-31頁。

山口志郎・押見大地・福原崇之、2018.「スポーツイベントが開催地域にもたらす効果：先行研究の検討」『体育学研究』第63巻第1号、13-32頁。

Panagiotopoulou, Roy. 2016. “The Legacies of the Athens 2004 Olympic Games: A Bitter-Sweet burden.” In Alan Tomlinson (ed.). *The Olympic Legacy: Social Scientific Explorations*. London; New York: Routledge. pp. 37-59.

Tomlinson, Alan. 2016. “Olympic legacies: recurrent rhetoric and harsh realities.” In Alan Tomlinson (ed.). *The Olympic Legacy: Social Scientific Explorations*. London; New York: Routledge. pp. 1-22.

英語史における worry の 意味変化に関するコーパス調査*

杉 浦 克 哉

キーワード：心理動詞、主題役割、名詞前位修飾、前方照応

1. 導入

本論文では worry が表す意味の歴史変化をコーパス調査から得たデータをもとに論じる。*Oxford English Dictionary* online 版（以下 OED）によれば、worry は古英語から前期近代英語では「動物や人ののどを締めて殺す」という意味を表した。そして中英語から後期近代英語にかけて「人や動物を食べ物で窒息させる、歯でのどをつかむ、のどを噛んで殺す・傷つける」という意味も表すようになる。各用例を (1a, b) に示す。このような身体的な意味は (1c) が示すように現代英語で「〈主に犬が〉…をくわえて振り回す」（ジーニアス英和大辞典）として残っている。以下では例文中の worry を太字で表す¹⁾。

- (1) a. St[r]angulat, wyrgeð uel smorað.

Strangulate, worries, well smore

‘Strangulate, (someone/something) **worries**, smores well.’

(OED, c725 (*Corpus Gloss.* S 558))

- b. ... til iesus þe thrid dai had fughten gain sathan, And werid

... till Jesus the third day had fighten gain Satan, And **worried**

him on his aun bit, ...

him on his one bite, ...

‘... till Jesus had fighten (and) gain Satan on the third day, and (he) worried him, on his

one bite, ...' (OED, a1400 (a1325) (*Cursor Mundi* (Vesp.) l. 16929))

- c. A leading commentator on the criminal law, Professor J. C. Smith, has drawn attention to a situation where a farmer shoots dead an alsatian dog. He may have acted in this way because the dog was **worrying** sheep, or because he wanted to annoy the dog's owner, or simply because he despises all alsatians.

(BNC, 1985–1994 (*Freedom under Thatcher: civil liberties in modern Britain*.

Gearty, C A and Ewing, K D. Oxford: OUP, 1990, pp. 1–117. 1777 s-units.))

現代英語の worry は (2) が示すように「〈人を〉(…のことで) 心配させる、悩ませる、苦しめる」等の心理的な意味を主に表す (ジーニアス英和大辞典)。

- (2) There's a lot of stop-start driving and very short journeys which are essential and which are ideal for a diesel. It is also quick enough to get me somewhere in a hurry if I'm called out on an emergency.' The noise doesn't **worry** me. Inside the car you don't even notice it.

(BNC, 1985–1994 ([*Daily Telegraph*, elect. edn. of 19920415].

Leisure material, pp. ??, 1451 s-units.))

OED によれば worry の心理的な意味は16世紀末に現れた。

- (3) I thought verily they would haue **worried** one another with wordes, they were so earnest and vehement.

(OED, 1594 (T. NASHE *Vnfortunate Traveller* sig. F2^v))

本論文では英語史における worry の分布を調査し発達の経路を明らかにする。Worry は16世紀後半までは身体的意味のみを表したが、16世紀後半からは心理的意味を表すようになり、身体的意味を表す worry はわずかに観察されるのみになる。調査結果から worry に関する2つの事実が説明される。第1に、心理的意味を表す worry の現在分詞 worrying による名詞前位修飾は19世紀に現れたが、この構造の出現は worry が付与する主題役割に注目することで正しく説明される。第2に、現代英語の worry の前方照応の容認度に関する事実は、身体的意味を表す worry の分布に着目することで正しく説明される。

本論文の構成は以下のとおりである。2節でコーパス調査に基づき、英語史における worry の各時代の分布を示す。3節では2節の調査結果に基づき worry に関する2つの事実を説明する。始めに心理的意味を表す worry の現在分詞 worrying による名詞前位修飾が19世紀に出現した要因について考察し、次に現代英語の worry の前方照応の容認度について論じる。4節は結論である。

2. 調査結果

杉浦 (2021) は中英語から後期近代英語の worry の分布を調査しているが、worry の異形の調査を行っていないので、本論文では OED と歴史コーパスを用いて worry の異形も含めた調査を行った。調査に使用したコーパスは *The York-Toronto-Helsinki Parsed Corpus of Old English Prose* (YCOE), *Penn-Helsinki Parsed Corpus of Middle English, Second Edition* (PPCME2), *The Penn-Helsinki Parsed Corpus of Early Modern English* (PPCEME), *The Penn-Parsed Corpus of Modern British English, Second Edition* (PPCMBE2), *The York-Helsinki Parsed Corpus of Early English Correspondence* (PCEEC) である²⁾。YCOE, PPCME2からは worry の用例は検出されなかった。また PCEEC では M3, M4, E1 から worry の用例は検出されなかった。PPCEME, PPCMBE2からの調査結果を表 1 に、PCEEC からの調査結果を表 2 にそれぞれ示す。

表 1：身体的・心理的意味を表す worry の用例数 (PPCEME, PPCMBE2)

	E1	E2	E3	L1	L2	L3
身体的意味	0	0	0	0	0	1
心理的意味	1	2	1	1	2	9

表 2：身体的・心理的意味を表す
worry の用例数 (PCEEC)

	E2	E3
身体的意味	0	2
心理的意味	2	4

表 1 の身体的・心理的意味を表す worry の PPCEME, PPCMBE2からの例を挙げる。(4) は身体的意味を表す worry の PPCMBE2からの例である。

(4) it was something for my puppy teeth to **worry**,

‘it was something for my puppy teeth to worry,’

(PPCMBE2, 1913 (LEATHES-1913-2,19.359))

(5) は前期近代英語の心理的意味を表す worry の PPCEME からの例で、(5a) の were ‘worry’ は心理的意味を表す最初期の例である。(5a) は 16 世紀中期の例で、OED に記載されている心理的意味を表す worry の最初である (3) と約半世紀の差があるものの、どちらも 16 世紀の例である。

(5) a. and ys thys my lord of Wynchesteres lyvere that yow **were** nowe?

‘and is this my lord of Winchester liver that you were worrying now?’

(PPCEME, 1555, (MOWNTAYNE-E1-H,201.66))

- b. ...his disease **wearied** vs all.

‘... his disease worried us all’ (PPCEME, 1602 (CLOWES-E2-P1,49.298))

- c. & hee had like to have **worryed** his mayde:

‘and he had like to have worried his maid:’

(PPCEME, 1673–1674 (FOX-E3-P2,109.159))

(6) は後期近代英語の心理的意味を表す worry の PPCMBE2からの例である。

- (6) a. There is naught to **worry** ye.

‘There is nothing to worry you.’

(PPCMBE2, 1752 (KNYVETON-1752-ACTUALLY-GRAY-1937-2,148.97))

- b. but fears that Hunt will **worry** him prodigiously:

‘but fears that Hunt will worry him prodigiously’

(PPCMBE2, 181X (MOORE-181X-2,19.689))

- c. In fact, it is considered rude for fiance’s to **worry** each other with any questions that really matter.

‘In fact, it is considered rude for fiancés to worry each other with any questions that really matter.’

(PPCMBE2, 1911, (BENNETT-1911-2,38.693))

次に表2の身体的・心理的意味を表す worry の PCEEC からの用例を挙げる。(7) は身体的意味を表す worry の用例である。Worry の主語は the old Serpent ‘the old serpent’ と考えられることから worry は them (=Christians) を「窒息させる、くわえて引きちぎる」を意味すると思われる。

- (7) This is no more then strategem of the old Serpent, to putt Christians into beasts skins and then to **worry** them.

‘This is no more than stratagem of the old serpent, to put Christians into beasts’ skins and then to worry them.’

(PCEEC, 1640–1680 (CONWAY, 235.065.1866))

(8) は PCEEC から得た前期近代英語の心理的意味を表す worry の例である。

- (8) a. I am sorry I have **wearied** you and myself so long with matters that can not choose but be knowne to you from many better and spedier advertisers,

‘I am sorry I have worried you and myself so long with matter that cannot choose but be known to you from many better and speedy advertisers,’

(PCEEC, 1597–1625 (CHAMBER, I, 451.035.1611))

- b. but how can I bee witty who am intended this day to bee **worried**!

‘but how can I be witty who am intended this day to be worried’

(PCEEC, 1676–1681 (PETTY, 8.002.35))

表 1、表 2 から、心理的意味を表す worry の用例は非常に少ないものの E1 以降存在することが分かる。また、身体的意味を表す worry は E3、L3 に存在するのみで、心理的意味に比べると用例数は少ない。

心理的意味を表す worry の主語に着目すると、(5a) は yow ‘you’, (5b) は his disease, (5c) は hee ‘he’ でそれぞれ代名詞、非有生名詞、代名詞である。また、(6a) は naught ‘nothing’, (6b) は Hunt, (6c) は fiancée’s ‘fiancée’ で、それぞれ非有生代名詞、固有名詞、有生名詞である。

3. 帰結

2 節の調査結果から 2 つの帰結が導き出される。第 1 に、心理的意味を表す worry の現在分詞 worrying による名詞前位修飾が 19 世紀に現れたことは、worry が付与する主題役割に着目することで正しく説明される。第 2 に、現代英語の worry の前方照応の容認度に関する事実は、身体的意味を表す worry の分布に着目することで正しく説明される。

3.1. 現在分詞 worrying による名詞前位修飾

心理的意味を表す worry の現在分詞 worrying による名詞前位修飾構造はコーパス調査からは得ることができなかったが、OED の例文検索機能を使うとその初出は (9) である。

- (9) Whether she would allow me to send her anything to cheer her up after her **worrying** journey. (OED, 1834 (T. HOOK *Gilbert Gurney* xi, in *New Monthly Mag.* 42 470))

(9) の her worrying journey を (10) のような定形節で表すと、worry は主語 The journey に原因または主題の主題役割を、そして目的語 her に経験者の主題役割をそれぞれ付与すると仮定される。

- (10) The journey **worried** her.

杉浦 (近刊) によれば、please の現在分詞 pleasing が前位修飾する名詞は通常、please から主題の主題役割を付与された非代名詞名詞である。本論文でもこの仮定を一部採用し、心理的意味を表す worry の現在分詞 worrying が前位修飾する名詞は、worry から原因または主題の主題役割を付与された非代名詞名詞であると仮定する。

(9) が 19 世紀前半の例であることから、心理的意味を表す worry は 19 世紀前半までに非代名詞名詞を項に取り、原因または主題の主題役割を付与したと予測される。この予測は 17 世紀初期の例である (5b) の wearied ‘worried’ の主語が非代名詞名詞 his disease であることから正し

いことが示される。心理的意味を表す *worry* の主語は (5a) が示すように E1 では代名詞だったが、(5b) が示すように E2 に非代名詞主語も許すようになる。この結果、*worrying* が名詞を前位修飾する (9) の *her worrying journey* のような構造が可能になった³⁾。

3.2. Worry の前方照応

目的語に経験者を取る動詞は (11) が示すように前方照応の容認度が極めて低いか、または完全に容認されない。そして、(11a) が示すように *worry* は他の動詞に比べると容認度が高い。

(11) a.? Politicians depress/worry each other. (Landau (2010: 109))

b.?* John and Mary concern each other. (ibid.: 4)

c.* The men concern each other. (ibid.: 109)

d.?* They frighten themselves. (ibid.)

この容認度の違いは身体的意味を表す *worry* の分布に着目することで説明される。まず、Landau (2010: 109) は心理動詞の状態性が高いほど、前方照応は容認されにくくなると述べている。彼は (12a, b) の容認度の違いは動詞 *startle* と *concern* の状態性の違いにあると述べている。すなわち *concern* は *startle* よりも状態性が高いために (12b) は容認されない。

(12) a. John and Mary accidentally startled each other in the dark.

b.* John and Mary rather concerned each other in their youth. (Landau (2010: 109))

この仮定に基づくと、(11a) より (11b, c, d) の方が容認度が低いのは、*depress*, *worry* より *concern*, *frighten* の方が状態性が高いためということになる。この予測は *worry* と *depress* が表す意味の歴史を確かめることで正しく説明される。

1 節で述べたように *worry* は古英語から 16 世紀後半までは「動物や人ののどを締め殺す」「人や動物を食べ物で窒息させる、歯でのどをつかむ、のどを噛んで殺す・傷つける」といった身体的意味を表した。この身体的意味は *worry* が表す動作の対象に身体的な影響を与える際、動作主の意志が関わると思われる。この身体的意味を表す *worry* は 2 節の表 1、表 2 で示したとおり 16 世紀後半以降はほとんど使用されなくなるが、少ないながらもいくつかの例はそれ以降も観察される。そして、現代英語でも (1c) のように *worry* は身体的意味を表すことがある。これらのことから現代英語の *worry* は *concern*, *frighten* よりも意志性、動作主性が高いゆえ状態性が低く、その結果、(11) のような容認度の違いが生じるのだと思われる⁴⁾。

また、コーパスや OED 例文を調査すると、*each other* を目的語に取り前方照応を許す *worry* の例がいくつか観察される。例を (13) に示す。(13a, b) は *Corpus of Historical American English* (COHA) から得た例で、(13a) は身体的意味を表す *worry*, (13b) は心理的意味を表す *worry* の例である。そして (13c) は OED 例文から得た例で *worry* は心理的意味を表すと思われる。これら

の存在は worry の前方照応の容認度は実際には (11a) よりも高いことを示唆する⁵⁾。

- (13) a. A couple of setter puppies were worrying each other on the sofa beside him,
(COHA, 1885 (*The Hallam Succession*, Barr, Amelia Edith Huddleston, 1831–1919))
- b. We are all here to enjoy ourselves, and it is against the rules to worry each other with puzzles. (COHA, 1900 (*The House of Martha*, Stockton, Frank Richard, 1834–1902))
- c. They sharpen each other's wits, and worry each other into a proper state of wideawakefulness. (OED, 1887 (M. B. Betham-Edwards *Next of Kin Wanted* v))

また、depress は OED によれば中英語以降に「力で～を鎮める、～に打ち勝つ」といった身体的意味を表した。その一方で concern, frighten は身体的意味を表さない。これらの事実から depress は worry と同様、意志性や動作主性を含意していると考えられる。それゆえ状態性が低くなり、concern, frighten よりも前方照応の容認度が高くなると思われる。その結果、(11) のような容認度の違いが生じる。

4. 結論

本論文では英語史における worry の分布を調査し、意味変化に焦点を当て発達の経路を示した。Worry は16世紀後半までは身体的意味のみを表したが、16世紀後半からは心理的意味を表すようになる。そして、現代英語に至るまで身体的意味を表す worry はわずかに観察されるのみである。

この調査結果から worry に関する2つの事実が正しく説明される。第1に、心理的意味を表す worry の現在分詞 worrying による名詞前位修飾は19世紀前半に現れたが、これは心理的意味を表す worry の主語に非代名詞名詞が現れた時期が17世紀初期であることに起因する。

第2に、目的語に経験者を取る動詞の前方照応の容認度の違いが説明される。具体的には worry, depress, concern, frighten は前方照応の容認度が非常に低いか、または完全に容認されないが、これらの動詞の中でも worry, depress は concern, frighten と比べると容認度が高い。これは worry がもともと身体的意味を表し現代英語でもわずかながらに身体的意味を表すために使われることに起因する。つまり現代英語の worry は concern, frighten よりも意志性、動作主性が高いゆえ状態性が低く、その結果、concern, frighten より前方照応の容認度が高くなる。

注

*本研究は科学研究費助成事業（若手研究 課題番号：20K13066）の研究成果の一部である。

1) 本論文では古・中英語の例文にはグロスと現代英語訳を付ける。前期近代英語の例文と後期近代英語の一

部の例文には現代英語訳のみを付ける。

- 2) PPCEME, PPCMBE2, PCEEC の時代区分は次のとおりである。E1 (1500–1569), E2 (1570–1639), E3 (1640–1710), L1 (1700–1769), L2 (1770–1839), L3 (1840–1914)。
- 3) (5b) が17世紀初期、(9) が19世紀前半と両者の間には約2世紀もの差がある。このとき、なぜ *her worrying journey* のような構造がもっと早く現れなかったのかという問題が生じるが、この点は今後の課題とする。
- 4) 意志性、動作主性、状態性の高低については統語的な証拠に基づいた説明が必要であるが、それについては今後の課題とする。
- 5) コーパスや OED 例文を調査すると、*one another* を目的語に取り前方照応を許す *worry* の例が (3) を始めとしていくつか観察される。このことも *worry* の前方照応の容認度は実際には (11a) よりも高いことを示唆している。

参考文献

- Landau, Idan (2010) *The Locative Syntax of Experiencers*, MIT Press, Cambridge, MA.
- 杉浦 克哉 (2021) 「目的語経験者動詞 *Stun*, *Worry* の出現について」『第7回史的英語学研究会』(オンライン開催).
- 杉浦 克哉 (近刊) 「英語史における *pleasing* の名詞前位修飾構造の出現について」『言語の本質を共時的・通時的に探る：大室剛志教授退職記念論文集』, 開拓社.

コーパス

British National Corpus (BNC)

Corpus of American Historical English (COCA)

Kroch, Anthony, Beatrice Santorini, and Lauren Delfs (2004) *The Penn-Helsinki Parsed Corpus of Early Modern English*, (PPCEME), University of Pennsylvania, Philadelphia.

Kroch, Anthony, Beatrice Santorini, and Ariel Diertani (2016) *The Penn-Parsed Corpus of Modern British English*, Second Edition (PPCMBE2), University of Pennsylvania, Philadelphia.

Kroch, Anthony, Ann Taylor, and Beatrice Santorini (2000) *The Penn-Helsinki Parsed Corpus of Middle English*, Second Edition (PPCME2), University of Pennsylvania, Philadelphia.

Taylor, Ann, Arja Nurmi, Anthony Warner, Susan Pintzuk, and Terttu Nevalainen (2006) *The York-Helsinki Parsed Corpus of Early English Correspondence* (PCEEC), University of York, York.

Taylor, Ann, Anthony Warner, Susan Pintzuk, and Frank Beth (2003) *The York-Toronto-Helsinki Parsed Corpus of Old English Prose* (YCOE), University of York, Heslington.

辞書

『ジーニアス英和大辞典』

Oxford English Dictionary (OED), online

西有穆山の禅戒論

——附録『傳戒會裏閑話』翻刻資料——

菅原研州

キーワード…近代仏教 禅戒 曹洞宗

一、はじめに

本論は、主として明治期に曹洞宗で活動された大本山總持寺独住第三世・西有穆山（一八二一～一九一〇、穆山は号、名は瑾英）が主唱した禅戒論について検討するものである。

西有自身は、近代の『正法眼蔵』参究に大きな足跡を残し、永平寺六四世・森田悟由（一八三四～一九一五）が発願した大本山永平寺での「眼蔵会」では、当初、予定されていた初代講師は西有だったとされる。自身の總持寺晋住もあつて、その座を門人の丘宗潭（一八六〇～一九二一）に譲られたが、結果として丘の後も西有の門下が永平寺眼蔵会での提唱をリードし、一門として『正法眼蔵』の敷衍に尽力された。また、西有自身の提唱録は富

山祖英によって筆記され、後に榊林皓堂が『正法眼蔵啓迪』として発刊し、『正法眼蔵』参究を志す者にとつてのメルクマールとなったことは、周知のことと思う。

西有の行実を思うとき、上記の通り『正法眼蔵』を中心に語られることは当然ともいえるが、一方で丘宗潭が残した著作・提唱録群を拝すると、西有からは「禅戒」関係での影響が強く感じられる。例えば、丘は万仞道坦（二六九八～一七七五）の『仏祖正伝禅戒鈔（以下、『禅戒鈔』と略記）』を改訂したことで知られるが、その改訂は西有の意向を受けたものとされる^{〔1〕}。あるいは、西有自身にも『禅戒鈔』の講話本や、授戒会の説戒録が残されている。時代が、江戸から明治への転換期を生きた西有は、明治期の宗師家として禅戒論もリードしており、その流れは門人である丘や、秋野孝道（一八五八～一九三四、總持寺独住第七世）、法嗣である岸澤惟安（一八六五～一九五五）などに展開している。

よつて、本論では西有の残された著作群に基づき禅戒論を見つ、近代曹洞宗における教義形成への影響も検討するものである。

二、西有の戒思想形成と『傳戒會裏閑話』

今回、西有の禅戒論を論ずるに当たり、入手した資料の一つが『傳戒會裏閑話』である。本書は、曹洞宗宗務庁『授戒会の研究』（一九八五年）では報告されず、伊藤勝司氏編著『西有穆山という生き方』ではタイトルこそ挙がっているが、筆記年次など

は分からない⁽²⁾としている。

しかし、筆者が入手した写本『金剛集録⁽³⁾』に収録された『傳戒會裏閑話』では、冒頭に「明治廿七年記 有安老人述」とあって、一八九四年に講述、記録されたことが分かる。

つまり、本書の存在と筆記年次が明らかになることで、西有自身戒思想の構築や展開を、年代順に理解することが可能になったのである。

そこで、本書は末尾に翻刻資料を附録しておいたので、参照されたい。本論では、全体的な概観のみ行い、また「禪戒論」に関わる部分のみ詳述する。

まず、本書は大きく「宗門の戒の位置付け」「伝戒会（授戒会）作法」「宗門の戒体論」という三つの内容から成り立っている。目次は以下の通りであるが、読みやすさを考慮して、各章に現代語訳した題を付け、便宜的に上中下の区分や章の番号を附した。

【上・宗門の戒の位置付け】

- 一、吾宗の戒法は菩薩の大戒である
- 二、吾宗の禪戒と称する戒体系について

【中・伝戒会（授戒会）作法】

- 三、吾宗の授戒作法における引請師無用論
- 四、吾宗の授戒に羯磨が無いことについて
- 五、受戒儀軌と伝戒作法について
- 六、大乘戒における別解脱戒について

七、懺悔の法について

- 八、捨身が受戒の法に属さないことについて
- 九、受戒の儀式を夜中に行う意義

【下・宗門の戒体論】

- 一〇、戒源と戒体について
- 一一、『戸羅敲髓章』について

この内、本論の問題意識に関わるのは、「一一」及び「一二」であるが、例えば「一一」では「吾宗ノ戒法ハ菩薩ノ大戒ナリ天台ノ圓頓戒ト同シ⁽⁴⁾」としており、菩薩戒という共通点から、天台宗の円頓戒との関連を見出し、更に、「一二」でも、「吾宗ニ禪戒ト称スルハ即菩薩大乘戒ナリ天台ニ圓頓戒ト云浄土宗モ亦尔リ⁽⁵⁾」とするなどし、禪戒もまた天台宗や浄土宗の円頓戒と同じものだとしているのである。これらは、江戸時代の卍山道白（一六三六～一七一五）が『対客閑話』『禪戒訣』で、達磨より相伝されたという伝承を有する「一乗戒」と円頓戒との共通性を主張した⁽⁶⁾ことと共通しており、確かに、西有の浄土宗に関する言及は目を引くものの、宗門禪戒論の全体としては伝統的な見解を引いたものと見て良い。

そして、更に西有は江戸時代の洞門学僧である瞎道本光（一七一〇～一七七三）や面山瑞方（一六八三～一七六九）などの見解を引きながら、以下のようにまとめている。

・智度論感應傳等ニ禪戒ト云コトアレト名同ノ義異ナリト本光和尚ノ試參請ニ見ヘタリ⁽⁷⁾

・〈大戒訣〉禪戒ト云フトハ初祖西来後禪宗ト称スルヨリ起ルナルベシ佛祖正傳菩薩大戒ナルカユヘニ略シテ称スルト由ト佛戒トカササ戒トカ大戒トカ称シテ然ルベキナリ⁽⁸⁾

まず、前者は瞎道『宗伝戒文試参請』を受けており、『大乘義章』で掲げる「三種戒」である「一別解脱戒、二禪戒、三無漏戒」に含まれる「禪戒」については、経論に於ける「定共戒」と同じだとしつつ、その場合は「定心」に罪名が無いことから、戒だと解釈するものだが、瞎道は「吾が禪戒と同名異體なり、新戒混ずること勿れ⁽⁹⁾」とし、まだ仏道を学び始めたばかりの者（新戒）へ注意喚起したのである。西有はこの見解を指摘しているものと思われる。

後者は面山『仏祖正伝大戒訣』を受けたものだが、既に以前にも指摘したように、面山は本来の名称は仏戒や菩薩戒、大戒などと呼称されるべきだと主張した⁽¹⁰⁾。

そして、これらの見解を受けて、本書に於いて西有が結論付けた「禪戒」の定義は以下の通りである。

コレ金剛寶戒ハ任性常住ナリ種子ナリ本原ナリ法身法戒ナリ自性清浄戒ナリ甘露門即開トハ甘露ハ實相ナリ實相ハ無相ナリ故ニ六祖ハ無相心地戒ト説レタリ達祖ノ戒文ニモ傳者は覺悟佛心名眞受戒コレ自ラ禪戒ノ称起ル所以ナルベシ⁽¹¹⁾

つまり、禪宗の伝灯で受け嗣いできた仏心（正法眼蔵涅槃妙心）をそのまま悟ることが「眞受戒」であるという、『達磨一心戒文』の見解を引きつつ、それを禪戒という名称の根拠にしてい

る。つまりは、本書の段階で西有は「禪戒」という用語を、「禪宗の戒」として解釈していることが分かる。

そして、これは、本書の段階でいわゆる「禪戒一致」の発想がまだ存在していなかったことを示すといえよう。以前に検討したように、「禪戒一致（後に「禪戒一如」）は、明治三年（一八九〇）一月一日に公布された『修証義』の扱いを回る、安心論の問題の中で、特に永平寺六三世・滝谷琢宗（一八三六～一八九七）が遷化した後の明治三〇年代後半に顕在化したと思われる。しかし、『傳戒會裏閑話』提唱時は、安心論、或いは坐禪と授戒との関係性に係る問題は顕在化しておらず、そのため西有がまだ論じていないという推定が可能であろう。

二二、『陸三布教問答』における持戒の強調

『陸三布教問答』とは「西有有安」名で執筆され、小冊子として流布した。「陸三」とあるが、陸中の江刺郡を中心とした三郡、現在の岩手県南部地域の寺院の窮状を脱する方法を、西有の立場から論じたものである。なお、当該の冊子に刊記などは無いが、明治一三年（一八八〇）に刊行された釈雲照『緇門正義』（森江左七）の発刊が間もない印象を持たせる言及などがあり、おそらくは明治一〇年代前半に成立したものと思われる。

そして、本書では、先に挙げた陸中三郡で洞門寺院からの離檀が相次いでいる状況を食い止めるため、宗侶の持戒を主張した。無論、明治五年の通称「肉食妻帯令」などの影響で、宗派内でも

結婚する僧侶が増えている中で主張だったと思われるため、西有自身は「分受戒」などを用いながら、「不貪姪戒」以外の九戒を護持するように説いている。⁽¹⁴⁾

また、在家化導としての授戒会の価値も認めているのだが、本書では宗門に於ける仏戒の価値として「佛戒ハ禪門ノ一大事⁽¹⁵⁾」とある程度で、「禪戒」についての言及が無い。

つまり、「禪戒」という用語への関心がまだ、強くなかったことを意味しているよう。

三、『佛祖正傳禪戒鈔講話』について

西有が提唱した『佛祖正傳禪戒鈔講話』（以下、『禪戒鈔講話』と略記）は明治三十六年（一九〇三）に岩上寛成の筆記・編集によって鴻盟社から刊行された。内容は江戸時代の学僧・万仞道坦の禪戒関係の著作『佛祖正傳禪戒鈔』（以下、『禪戒鈔』と略記）（宝暦八年「二七五八」序）への提唱講話である。

ただし、『禪戒鈔講話』自体には、序・凡例・跋などがなく、実際の提唱時期は不明ではあるが、文中に「老僧もモウ十年生ると九十、また十年生ると百になる⁽¹⁷⁾」とあるため、八〇歳の明治三年（一九〇〇）に提唱されたと推定され、更に巻末には「何分暑い時⁽¹⁸⁾」ともされるため、同年の夏場だったのだろう。

また、西有は『禪戒鈔』への提唱を、本書収録の提唱以外にも度々実施されたと思われるため、本書はあくまでも西有が主張していた禪戒論の一端を知るのみという限界は心得ておく必要がある。

る。

まず、本書の講本であるが、丘が行った改訂よりも前であり、江戸時代以来用いられてきた『禪戒鈔』である。よって、丘の改訂による『改訂禪戒鈔』に比して、三帰戒・懺悔の位置付けや、巻末部分の取り扱いについて、宗旨上の難が残置されている可能性はある。

丘によって示されたように、『禪戒鈔』改訂のきつかけが西有の意向を受けたものであったことは、拙論にて既に確認⁽²⁰⁾したが、本書では本文への批判的言及はほとんどない。本書は速記での記述が許可され、西有自身も発言に注意しなければならない⁽²¹⁾などと軽妙に語っている。そうすると、本文校訂はテキストの読解に際して混乱を招く可能性もあるため、この場では控えられた可能性を指摘しておきたい。また、限られた時間での提唱だった⁽²²⁾と思われ、後半は急がれて、本文の講釈も余談が控えられた。

ところで、西有より前に『禪戒鈔』を講釈した事例は、管見の限りは見当たらず、縦しんば存在していたとしても巷間に流布したわけではなからう。もちろん、著者である万仞自身は何度か禪戒について提唱する機会を得られたであろうし、後年は『禪戒鈔』を約めたような『佛祖正傳禪戒本義』（以下、『禪戒本義』と略記）（安永三年「一七七四」序・跋）まで提唱され、開版された。それから、宗門内で宗乗として禪戒を参究されるに及んで、経豪『梵網経略抄』（延慶二年「一三〇九」著）の存在は大きなものがあつた。ただし、同書は『正法眼蔵抄』とともに豊後泉福

寺影室に秘蔵され、江戸時代中期以降にようやく宗派内に出回ったものの、一般的には入手困難であったはずである。しかし、入手に成功した万仞は『禅戒鈔』『禅戒本義』で『梵網経略抄』を豊富に引用されたため、読者は同書を通じた参究が容易になったことは想像に難くない。

なお、『禅戒鈔』自体が参究対象となり、そこから「禅戒論」が抽出された経緯は、今少し慎重に検討されても良いと思う。西有自身は以下のように指摘している。

吾宗ハ専ラ儀軌ニ依リ旁ラ禅戒鈔禅戒篇禅戒本義等研究シテ足レリトスベシ
『傳戒會裏閑話』⁽²³⁾

これは、戒師となる者が学ぶべき事柄として挙げられていることだが、儀軌を実践する傍らで、『禅戒鈔』などを学ぶべきだという。戒師が説戒を行うに及んで、宗義としての禅戒を示すため、その学びに必要な文献を提示したのである。ここから、西有は当時の授戒会を在家化導に必要な法会という価値を見出しつつも、戒師の資質やその学びなどに問題意識を持っていたことが分かる。つまり、先に宗義としての戒学参究を目的とした『禅戒鈔』への学びが存在していたわけであり、例えば、『修証義』における諸問題への対応としての「禅戒」への学びが前提だったわけではない。

そこで、『禅戒鈔講話』では、『禅戒鈔』本文の影響を受けて、禅戒を以下の二つの定義で示す。

①禅宗の戒としての禅戒

西有穆山の禅戒論

・今の禅戒は大乗の戒法であるが、大乘小乗の区分を付けて、大乘禅戒とでも云はうものなら、小乗との区劃が付いて、煩はしいから、禅宗では、單に禅戒と云ふて、禅宗の腹を以て持つことにしてあるのでございます。禅戒と云ふても、天台の圓頓戒杯と違ふ譯ではない、又此れを菩薩戒大乘戒杯と云ふのは、大機の者の持つ戒だからでございます。⁽²⁴⁾

・佛祖正傳禅戒鈔とあるから、佛々祖々の正傳した禅戒でございます。禅と云ふから、無論臨済宗でも、之れを持つのでございませう。⁽²⁵⁾

これらの定義は、『傳戒會裏閑話』と同じである。いわゆる禅宗の伝灯、仏々祖々が正伝してきた仏戒・菩薩戒を禅戒と称しているが、中身は、天台宗の圓頓戒などと変わらないと明示している。

②禅と戒との関係性

・威音那畔の最大事と云は、威音は天地未開以前を云ふ、天地の未だ開けぬ先からの最大事と云ふも、同じく正法眼藏涅槃妙心のことを云ふのでございます、〈中略〉之れを禅と名つけ、之れを戒と名づくで、此の一大事因縁、正法眼藏涅槃妙心、威音那畔最大事之れを禅とも云へは、戒とも云ふ、平生思ふ戒とは違ひませう、全體禅と戒とは別物のやうに人が誤解して居るが、一體にして別物でない、禅を合點すれば、禅丈の戒を持たねばならぬ、戒を得れば、戒丈の禅を合點せねばならぬ。⁽²⁶⁾

『禪戒鈔』本文の「其の所傳の法を以て假に名て正法眼藏涅槃妙心と曰ひ、一大事因縁と曰ひ、威音那畔の最大事と曰ふ、即ち是れ之を禪と名け之を戒と號す、禪戒の稱由て設る所以なり」⁽²⁷⁾を受けたものだが、思想的には無分別の仏智慧自体を根拠としながら、禪と戒の分別を破するという理解を促している。

ただし、この場合、禪と戒とが無分別に捉えられるといっても、具体的な把握は極めて困難である。そのため、西有自身も、以下のような注意を喚起している。

禪だ戒だと名を定めて論すれば、名の上では大變違ふ、能く禪には戒は要らぬ、戒を持てば禪は要らぬと云ふが、戒のない佛もなければ、禪定に居らぬ佛もない、

又禪と戒とは同じだと云つて、別なる道理を知らずに混合してふならば、反つて魔説になる、⁽²⁸⁾

まず、確認しておかねばならないことは、本書ではまだ「禪戒一致」などの言句は見られず、ただ先ほども挙げたように、「正法眼藏涅槃妙心」そのものを「禪戒」とするという境涯が示されたのである。つまり、具体的な実践面が詳細に説かれているわけでは無いといえる。ただし、右で引いた一節のように、禪と戒という語句を挙げたとしても、その両方が「禪戒」には具わっていると理解可能ではあり、本書としては、持戒も禪定も、共に必要とすることが、西有の主張であつたと推定される。

四、『修証義』「四大原則」について

西有と『修証義』との関係について、従来、参照されたのは、批判的な文脈であつた。

そこで開山には在家化導がないと云て大騒ぎする奴がある、それで『修証義』など、云ふものを拵えて騒ぐが、あれも百年も経たら、誰れが編輯したとも知らずして信ずる様になるかも知れぬ、開山を信ずることの薄い小利巧の奴のする仕事は困るぢや、⁽²⁹⁾ 「道心玄談」

しかし、既に先行研究で、この文脈の理解については、『修証義』の全面的な否定や批判というより、その著者・編者が勘違いされることなどへの警鐘だと指摘する場合もある。⁽³⁰⁾

なお、『修証義』は「第三章 受戒入位」を置くことで、洞門で用いる授戒会との関わりも持ちつつ、在家化導の方向性を示した。そして、本論でも既に論じた通り、西有は受戒・持戒の重要性を提唱するため、『修証義』の教義とは矛盾しないはずなのである。

西有が『修証義』に関して言及したのは、先に挙げた「道心玄談」の一節のみでは無い。明治三八年（一九〇五）に刊行された『西有禪話』に四篇収録された「垂誨」の其一・其二では、『修証義』及び「四大原則（後の「四大綱領」）」、そして、「禪戒」に関する垂示が見られる。なお、同書「例言」によれば、「一、其垂誨は或は大學林或は高等學林、若くは戒會等に於ける禪師の垂示

をば、二三子及び余が拜記したるものなり」とあって、数回にわたって示されたものであった。また、垂示の年次は不明だが、『西有禪話』刊行からそれほど遡らない頃であるという（「例言」参照）。

・それから終に在家の化導と云ふことに就いて簡単に申して置くが、此在家化導に就いてはまづ本宗でも、修証義を以て標準とすると云ふことに爲つて居るが、此は故畔上管長の時分にそう決めたので此れは誠に結構である、御前方も能く心得て貰はなければならぬ、
「垂誨其一」⁽³¹⁾

・ソコデ今日の修証義は誠によい、
「垂誨其一」⁽³²⁾

西有は、明治時代の洞門が在家化導を定めた経緯を簡単に示しつつ、『修証義』に価値を見出しているのである。ただし、その扱いについては、注意が必要である。『修証義』は、その成立当初から、在家二衆へのテキストと見るべきか、それとも僧俗四衆に適用される安心として見るべきかで議論があった。現行『修証義』の原型である『洞上在家修証義』を実質的に編集した大内青巒（一八四五～一九一八）は前者の立場として、『曹洞教会修証義聞解』（鴻盟社・明治二十四年）を講義したが、一方で、現行『修証義』を主として編集した滝谷琢宗は、後者の立場から『曹洞教会修証義筌蹄』（明教社・明治二六年）を垂示した。

西有は、在家化導として『修証義』を標準にすることは認めつつも、扱いについては、以下の注意を促している。

あれは單に在家化導にのみ用ひると云ふてはならぬ、在家出

西有穆山の禪戒論

家共にそうでなければならぬ、（中略）今此修証義に就ても能く考へて貰ひたい、在家にのみ用ゆると云ふ考では困る、
「垂誨其一」⁽³³⁾
つまり、この段階では滝谷の主張も採り入れているように見える。しかし、在家化導の標準であることも認め、授戒の価値を提唱した。

我宗にはチャント安心法があるので、御開山は眞實の佛法を日本に弘めたいと云ふ即ち前にも云ふ通り、西來祖道我傳東と云ふ御見識で單に一方の宗旨達磨の座^{（原云マ）}禪を弘め様と云ふ譯ではない、よくそこを酌み取つて安心と云ふことを定めねばならぬ、サテその眞實の佛法を弘めたいと云ふは大鉢が戒定慧の三學である、其中在家化導に應用して來たのが通途傳戒即ち菩薩戒を以て化導された、
「垂誨其一」⁽³⁴⁾

永平道元が北条時頼や波多野義重などに対し、菩薩戒や血脈授与をもつて化導していたことを例にしつつ、更に江戸時代に入り加賀大乘寺の月舟宗胡・叡山道白などが、授戒会を広く行い、洞門内で一般化した事例を挙げている。

よつて、西有は出家者の坐禪は前提にしつつ、出家者の伝戒、在家者の受戒という禪と戒の組み合わせを認めていたことが分かる。

また、『修証義』に於ける教義は、「第二章 懺悔滅罪」「第三章 受戒入位」を含めた「四大原則」にて体系化されているが、西有は以下のように評価している。

大鉢我宗では受法あつて捨法はないが兎に角、授戒を受け様と思ふ時は決して其心は消滅しない、それが盡未來際消滅しないから、それが金剛不壞の種子となる、彼の懺悔滅罪と云ふより受戒入位発願利生行持報恩此四ヶ條にて本宗の安心も定まる、

〔垂誨其⁽³⁶⁾一〕

このように、「四大原則」を明示するけれども、西有による各項目の価値付けは独創的である。例えば、大内青巒は「四大原則」を本証と妙修に区分しつつ、「懺悔滅罪・受戒入位」で本証としての安心が定まるとし、「発願利生・行持報恩」で妙修としての起行に展開するとした。⁽³⁷⁾そして、『修証義』は元々、在家二衆を対象とした教義であると判断されている。ところが、西有は以下のように体系化した。

・中々受戒入位と云ふても、只南無三世諸佛と云ふてお拜や合掌ばかりで在家を化導しようと思ふといけない、先づ人々の受戒はドコに受戒して居るか能く人々参究して見なければならぬ、それが分れば初めて懺悔の様子、菩薩大戒の有難味も分り三聚淨戒の動かないことも分る、此れが分れば一念発起する此一念の間にも安心立命も出来る、

〔垂誨其⁽³⁸⁾一〕

・それから発願利生行持報恩と云ふこれは云はなくても分るが此れは全體在家に預ける品物ではない、皆人々の負ふべき荷物である、〈中略〉只此行持と云ひ報恩と云ふことを在家の仕事と思ふて輕々に思ふてはいけない、何んでもこれから能く世の中のことを考へて、どう云ふ布教をしてどう云ふ處で

此佛法を維持して行くか、追々人智が進んで來ると今迄の様
ではいくまい、

〔垂誨其⁽³⁹⁾一〕

以上のように、「四大原則」の各々が四衆に適用されるようにも見え、「受戒入位」のところで、人々の受戒はどこに受戒して居るか、と西有が問う通り、これは四衆に共通している。一方で、「発願利生・行持報恩」は、全体在家に預ける品物ではないとし、また、西有はその実践例として、百丈懷海の「一日不作、一日不食」話などを典拠にしている様子からは、僧尼二衆を主たる対象とし、目の前にいる聴衆（若い僧侶が多数か）に対して日々の布教を促したのである。

管見の限り、この見解は、他に参照された様子は見出していないけれども、在家化導としての受戒の位置付けが際立つことも理解出来よう。なお、有安老人の名前で口述された『安心訣』（鴻盟社・明治二十六年）は、別名『帰依三宝訣』ともされるように、三帰依を中心に衆生の安心を定めるもので、「受戒入位」を説く『修証義』及び「四大原則」とは矛盾しないはずである。

また、『修証義』及び「四大原則」に因む提唱には、いわゆる安心論に直結する「禪戒一致」を提示しておらず、明治三〇年代後半に宗派内に広まった問題について、西有が明確に先行の見解を発してはいないと判断できよう。

五、「禪戒一致」について

改めて、『西有禪話』に於ける「禪戒」論を見ておきたい。「垂

誨第二」に於いては「禪戒」論が主として論じられている。

一鉢、持戒禪定等學であるから、持戒と禪定とは決して離れて居るものではない、持戒の當鉢が即ち禪定の姿、禪定の姿は持戒の當鉢であるのぢや、しかるに近頃は禪戒のことに眼を着けるものもなく、且つこれを研究するものもないやうであるが、そもそもこれは信心の力が薄弱であるからのことだらうよ。

「垂誨其二」⁽⁴⁰⁾

以上の通り、持戒・禪定の等學において、實質的な「禪戒一致」を説いているようにも見えるが、以下、西有がこの垂誨述べる「禪戒」は、明治期の『修証義』及びその解釈上に現れた安心論とは対応していないのである。そのため、「垂誨其二」の「禪戒」は、戒源や戒体といった、伝統的問題に終始している。

今回は少し禪戒のことに就て談話を試みようと思ふが、まづ第一に戒法の本源のことについて話さうが、其の戒法の本源は何であるかと云ふに、御開山の仰せにも儀式に信成就があらはるゝのが本源ぢやとの意味がある、されば別に戒鉢戒相のことを仔細に論ぜずとも佛祖正傳の大戒は眞實にありがたいものぢやと云ふ信仰の一念が萌した時が、即ち戒鉢の本源となるので、戒には始めといふ始めがない、「垂誨其二」⁽⁴¹⁾

如上の通り、西有は戒源に「信成就」を持ち込んでいるが、これは、『傳戒會裏閑話』の「戒源」項との関連性を見ていくべきで、「釈迦伏言若一切衆生趣入三玉海以信為本」^(金部尺迦)「聖之言不虛唯信為戒源トコレ信ヲ以テ受ケ誓ヲ以テ持ツ」とあつて、信をもつて

受けるとしている。そして、この文脈は指月慧印（一六八九〜七六四）による『禪戒篇』『戒源』項にまで遡るのである。⁽⁴³⁾

繰り返しになるが、これらの垂誨が提唱されたのは、明治三五年（一九〇五）より遡つても数年である。以前、検討した限り、⁽⁴⁴⁾明治三〇年代後半には『修証義』に因む安心問題が惹起し、更に、四〇年代に入ると西有の門人であつた秋野孝道を中心に「禪戒一致（後に「禪戒一如」）が提唱（用語としては、丘宗潭もほぼ同時期に使用）され、安心論への積極的対応が図られるようになった。西有が『禪戒鈔講話』及び『西有禪話』で「禪戒」を説いた時期は、秋野によつて提唱された時期に先行するが、いわゆる安心論に因む「禪戒一致」までは距離を有する。

安心論という観点では、在家者は受戒入位で良いと西有自身は認めており、そこから「禪戒一致」自体は見出せず、秋野や丘の世代で示されたことは内容が相違する。ただし、西有自身は当時、「禪戒」自体が宗内での研究が不足していることを歎き、自身は『禪戒鈔』などを講義しつつ、その用語の内容を掘り下げ、江戸時代から続く伝統的解釈と結び付けている。

これらの活動がなければ、次世代の展開は見るべくもなかったはずであり、近代曹洞宗における「禪戒」参究の濫觴は西有に求められるべきと思慮する。

六、結論——西有穆山の禪戒論

本論では、近代曹洞宗を代表する師家であつた西有穆山によつ

て示された「禪戒」論を中心に検討した。改めて経緯を概観すると、既に検討した通り、西有は明治五年の「太政官布告」第一三三号、通称「肉食妻帯令」に対して強く反発し、僧侶の持戒を説いた。今回紹介した『陸三布教問答』の通り、明治一〇年代に入り、宗派内への啓発が開始されるなどし、西有にとって、「禪戒」参究は自身の問題意識にとって、一大事であった。

その参究の結果だが、翻刻資料として附録した『傳戒會裏閑話』を挙げることが可能である。『傳戒會裏閑話』について、今回は「禪戒」に因む箇所のみ採り上げたが、「授戒会作法」や「戒体論」も含む、西有にとってマイルストーンというべき著作になったことは間違いない。

そして、その後の『禪戒鈔講話』や『西有禪話』といった提唱・講義に展開されていく段階では、「禪戒」の用語が強く意識されていた。その際の「禪戒」論の特徴は、以下の三つを挙げることが可能である。

- ① 禅宗の戒であり、天台宗・浄土宗などと共通する菩薩戒とした。
- ② 持戒・禅定の等学を示し、後の「禪戒一致」に繋がった。
- ③ 禅戒の授受が成立する根拠、いわゆる戒源には信成就を置いた。

これらは、近世曹洞宗で構築されていた禅戒論を引き継ぐものであるが、それに止まらず、②によって、教義としての「禪戒一致」構築に繋がったと考えられ、西有を「禪戒」研究の先駆者と

して位置付けることが可能である。

また、今回は教義としての「禪戒一致」の淵源を探るため、西有による『修証義』の提唱も確認した。従来、西有は『修証義』に対して批判的だったという見解が多く用いられたが、自著の『安心訣』では三帰依をもって衆生の安心を説くため、大枠として『修証義』の方向性とは矛盾しない。また、既に見たように、受戒・持戒を主張していた西有にとって、「受戒入位」という教義は、むしろ展開されるべきこととして認識されていたはずで、一部ではあるが、西有自身の見解は本論で確認した。

今後、機会を得て『傳戒會裏閑話』の詳細なる分析を行い、また、西有自身の『修証義』観の検討は継続課題としたい。

註

- (1) 菅原二〇二a
- (2) 『西有穆山という生き方』二六五頁
- (3) 当該写本の詳細な解題は、菅原二〇二で論じたため、参照されたい。
- (4) 『金剛集録』一丁表
- (5) 『金剛集録』一丁裏
- (6) 卍山道白「対客閑話」(『曹全』「禪戒」七頁上下段、指月慧印『禅戒訣』(『曹全』「語録」二九〇八頁下段)を参照した。
- (7) 『金剛集録』一丁裏
- (8) 『金剛集録』二丁裏
- (9) 『曹全』「禪戒」四一六頁上段

- (10) 菅原二〇二二 b
- (11) 『仏祖正伝大戒訣』巻上、『曹全』『禪戒』八八頁上段
- (12) 『金剛集録』三丁表
- (13) 菅原二〇二二 b
- (14) 『陸三布教問答』二二〇―二三頁参照
- (15) 『陸三布教問答』一〇〇―一一頁参照
- (16) 『陸三布教問答』一一頁
- (17) 『禪戒鈔講話』五二頁
- (18) 『禪戒鈔講話』二七七頁
- (19) 菅原二〇二二 a
- (20) 丘宗潭の提唱中の述懐に基づく。菅原二〇二二 a 参照。
- (21) 『禪戒鈔講話』二四頁
- (22) 『禪戒鈔講話』二三三頁
- (23) 『金剛集録』一一丁裏
- (24) 『禪戒鈔講話』二頁
- (25) 『禪戒鈔講話』四頁
- (26) 『禪戒鈔講話』八頁
- (27) 『禪戒鈔』一丁表裏、訓読は原典の訓点に従う
- (28) 『禪戒鈔講話』一〇頁
- (29) 『道心玄談』、『正法眼藏啓迪』巻下・八九九頁
- (30) 『石原二〇一八』の註記(13)を参照。
- (31) 『垂誨其一一』、『西有禪話』二四頁
- (32) 『垂誨其一二』、『西有禪話』二五頁
- (33) 『垂誨其一二』、『西有禪話』二四頁
- (34) 『垂誨其一二』、『西有禪話』二四―二五頁
- (35) 北条時頼への菩薩戒授与は、道元の最古の史伝に相当する『三祖行業記』で「東關西明寺召請して、菩薩戒を受く」(『曹全』『史伝

西有穆山の禪戒論

(上)「四頁上段、原漢文」とあり、波多野義重に関しては江戸時代に入り登場した「血脈度霊」話(寛文一三年(一六七三)以前成立『永平道元和尚行録』、『曹全』『史伝(下)」一六九―一七〇頁)などが知られる。西有が、どの文献を参照したかは知られないが、面山編・大賢等図会『訂補建斯記図会』などを用いたものか。

- (36) 『垂誨其一一』、『西有禪話』二五頁
- (37) 『修証義聞解』一三頁参照
- (38) 『垂誨其一一』、『西有禪話』二七頁
- (39) 『垂誨其一一』、『西有禪話』二七―二八頁
- (40) 『垂誨其一二』、『西有禪話』二〇頁
- (41) 『垂誨其一二』、『西有禪話』二九頁
- (42) 『傳戒會裏閑話』一〇丁裏
- (43) 『曹全』『禪戒』二三八頁上段
- (44) 菅原二〇二二 b
- (45) 菅原二〇一九

参考文献

《一次資料》

- ・西有有安『陸三布教問答』刊記無し
- ・万俣道坦『佛祖正傳禪戒鈔』柳枝軒・宝暦八年自序
- ・大内青巒『曹洞教会修證義聞解』鴻盟社・明治二四年
- ・童龍書写『金剛集録』明治三〇年書写
- ・西有穆山提唱・岩上覺成編『佛祖正傳禪戒鈔講話』鴻盟社・明治三六年
- ・西有穆山提唱・横井見明編『西有禪話』鴻盟社・明治三八年
- ・西有穆山提唱・樽林皓堂編『正法眼藏啓迪』上下巻、代々木書院・昭和

一八年（第四版）

《二次資料》

- ・石原成明「四大綱領の形成とその扱われかたについて」、『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第一九回・二〇一八年八月、石原二〇一八
- ・伊藤勝司編著『西有穆山という生き方』大法輪閣・二〇一九年一月
- ・菅原研州「有安道人『弾僧侶妻帯論』と有安老人『対客一話』について——付録『対客一話』翻刻資料——、『愛知学院大学教養部紀要』第六六巻第二・三合併号・二〇一九年三月、菅原二〇一九
- ・菅原研州「丘宗潭の思想研究——附録・丘宗潭『眼蔵提唱』翻刻資料——、『愛知学院大学教養部紀要』第六八巻一・二・三合併号、菅原二〇二二
- a
- ・菅原研州「『禪戒一如』と『禪戒双修』——附録『三國傳來戒壇記』（仮題）仏戒相承論』翻刻資料——、『愛知学院大学禅研究所紀要』第四九号・二〇二一年三月、菅原二〇二一b
- ・菅原研州「乙堂喚丑に係る『戒壇指南』の研究——附録『戒壇指南』翻刻資料——、『愛知学院大学教養部紀要』第六九巻第一・二合併号、二〇二二年一月、菅原二〇二二

附録・有安老人（西有穆山）述『傳戒會裏閑話』翻刻資料

※凡例

- ・当資料は、筆者所持の童龍書写『金剛集録』所収の有安老人（西有穆山）述『傳戒會裏閑話』を翻刻したものである。解題は本論を参照されたい。
- ・丁数は有安老人述『傳戒會裏閑話』該当分として記載。【】内の数字・カナで丁数と表裏を略記した。
- ・翻刻時の行数・字数などは原典に従った。
- ・漢字の字体は概ね原典に従ったが、仮名は変体仮名を含めて現在通用の字体に改めた。
- ・踊り字は原文の通りに反映させた。
- ・誤字等を指摘したもの以外の頭註は本文後段に移動して掲載した。
- ・割註はへゝを付して表記した。
- ・書写者が筆者によって確認された誤字等は翻刻文の下部に指摘した。
- ・人権問題に係る表現が見られるが、資料の再現を企図してそのまま翻刻した。閲覧・参照の際には、ご注意いただきたい。

【一才】

○傳戒會裏閑話（明治廿七年記）有安老人述

△吾宗ノ戒法ハ菩薩ノ大戒ナリ天台ノ圓頓戒ト

同シ依テ法花 梵網 瓔珞本業経等ニ依ル

法華経（安樂行品云ク）又不親近_下尋求_上聲聞_上比丘比

丘尼優婆塞優婆夷^上亦不^ニ問訊^セ若^ハ於^ニモ房

中若^ハ徑行ノ處^ニ若^ハ在^ニ講堂ノ中^ニ不^レ共^ニ住止^セ

或時^ニ來リ者隨^テ宜^ニ說法^ノ無^レ所^ニ怖求^ルコレ天

台圓頓戒ノ起ル所以ナリ梵網經云ク常^ニ生^ニ三^ニ大乘ノ善信^ヲ

自知^ニ我^ハ是^レ未成^ノ之佛諸佛^ハ是^レ已成^ノ之佛^ト發^シ菩提

心^ヲ念々^々不^レ去^レ心^ヲ若^シ起^ハ一^ニ念^ニ二^ニ乘外道ノ心^ヲ者犯^ス輕垢^ニ

【一ウ】

罪^ニ高祖云^{佛祖曰}鍾^レ發^ス白癩野干ノ之心^ヲ莫^レ作^ニ二^ニ乘

自調之行^ニ其^ノ二^ニ乘^ト者如今流^ニ布于世^ニ四分律宗俱舍

宗等ノ宗是也ト然レハ則チ吾宗ハ菩薩ノ大戒ヲ正傳

シテ比丘戒ヲ受ルニ及ハサル也、今十六條ノ戒ヲ授ルノ法ハ專

ラ瓔珞本業經ニ依ルナリ知ラズンハアルベカラズ

△吾宗ニ禪戒ト称スルハ即菩薩大乘戒ナリ天台ニ圓頓戒ト

云淨土宗モ亦リ智度論感應傳等ニ禪戒ト云

コトアレト名同ノ義異ナリト本光和尚ノ試參請ニ見

ヘタリ梵網經ニハ佛戒ト云フ又曰是諸伏之本源行^ニ菩

薩道^ニ之根本^ニ是^レ大衆諸佛子之根本^{ナリ}ト是^レ佛ノ上カラ

【二オ】

云フトキハ七衆トモニ佛戒ナルベシ面山和尚云ク梵網瓔珞不

通小乘ト云コト佛祖正傳ノ大戒ハ元來コノ義ニテ達磨一

派ノ出家在家ノ菩薩ハ大乘ノ七衆ナリト決定スベシト

達磨大師一心戒文ニ云ク受^ト者傳傳^ト者^ハ覺^レ即^チ悟^ル

佛心^ヲ名^ニ真ノ受戒^トトコノ一心戒ハ出于天台血脉譜ニ吾宗

※怖

ニ傳ヲ失スルモノハ嗣法面授ト共ニ正傳シテ口授ノ故カ且ツ百

丈清規唐ト共ニ区ヒテ傳ハラサルユヘカ傳教大師最澄

入唐於唐^ニ興縣^ニ逢天台山禪林寺ノ沙門^ニ脩然^ニ得^ニ一^ニ

達^一廣^一一^ニ派ノ法^ヲ事見^ニ血脉譜及元亨釋書卷一^ニ

天長承和中光定撰^ス一心戒文^ヲ載^ニ達^一廣^一傳戒之由^ニ

【二ウ】

也是^レ最澄ノ之稟聞スル行表^ニ脩然^ニ者不^レ可疑而亦傳燈ノ之所ナリ

不載也我^ハ弘^レ仁及^ニ天長^ノ承和^ノ先^ニ于景德^ニ凡^ソ一百五十許^ノ年

而最澄光定之所述^{スル}如^レ是則傳燈ノ之遺漏也弥明^{ナリ}ト

矣^ハ大戒訣^ニ禪戒ト云フトハ初祖西來ノ後禪宗ト称スルヨリ起ル

ナルベシ佛祖正傳菩薩大戒ナルカユヘニ略シテ称スルト虽^レ陀

佛戒トカササ戒トカ大戒トカ称シテ然ルベキナリ梵網經

云金剛宝戒^ハ是^レ一切佛ノ本原一切菩薩ノ本原佛性種子^{ナリ}

又云有^リ当々常住法身^ニ如^キハ是^レ十波羅提木叉^ヲ出^ニ於^ニ世界^ニ是^レ

法戒^ハ是^レ三世一切衆生頂戴受持^{スベシ}乃至本源自性清淨^{ナリ}

又曰聽^ニ我誦^ニ佛戒^ヲ甘露ノ門即開^ケ又云不^レ取^ニ正戒相^ニ又

【三オ】

無^ニ邪念心^ニ是^レ名^ニ清淨戒^トコレ金剛寶戒ハ伏性常住ナリ種

子ナリ本原ナリ法身法戒ナリ自性清淨戒ナリ甘露門即

開トハ甘露ハ實相ナリ實相ハ無相ナリ故ニ六祖ハ無相心地

戒ト説レタリ達祖ノ戒文ニモ傳^ト者^ハ覺^レ悟^ル佛心^ニ名^ニ真

受戒^ニコレ自ラ禪戒ノ称起ル所以ナルベシ

△吾宗受戒ノ作法ニ引請師ト云無用ノモノナリ面山和尚^{大戒訣}或問ニモ菩

※脩

薩戒ハ教家トテモ或ハ一布或ハ二師ナリ梵網地持瓔珞等ノ作法アリト梵網經ニ云若佛子教化ノ人一起信心時ニ菩薩與ニ他人ノ作ハ教誡ノ法師ト者見テ故ニ受戒ト人應ニ教テ請ニ二師ト和尚ト阿闍梨ト然ルニ今引請師ト云モノヲ

【3ウ】

立ルト毘氏引請ノ文ナシ教家ニテ引請ヲ立ルノ作法ニハ引請ノ文アリ此引請ノ換テ印証トシテ用ル人アリ杜撰ナルベシ然ルニ教授戒文ニ我今引請スト云語アリ是即チ戒弟ヲ引テ戒ヲ戒師ニ請スルト云意ニテ引請ノ二字ヲ借ニ用イ且ツ引請ノ職ノ一分ヲ勤ルノ意歟

△吾宗ノ授戒ニハ羯磨ナシ壇上ニ羯磨阿闍梨文

殊ト称シ設ルモノハタトヒ自誓受ニテモ諸佛諸ササヲ

請スルハ作法ナリ羯磨作法ニ依テ得戒スルヲ羯磨得ト云三宝

ニ歸依シ三帰戒ニ依テ得ト云吾宗授戒ハ三歸得ナリ更

鈔曰受ハ通シ五種ニ戒ハ分ツ四位ハ五八十具ハ五種者善来ニ語破

【4オ】

結ハ敬羯磨ナリ委クハ師ニ就テ聞クベシ

△今日受戒儀軌ハ正ク傳戒ノ作法ナリ然レハ則チ出家在

家ヲ問ハズ戒牒ヲ撰ラハサルヲ得ズ今日授戒ノ弊實ニ嘆息

ニ堪ヘザルナリ故ニ面山下ニハ小儀軌アレト之ヲ行フコトヲ聞カズ

責テ七日ノ加行バカリモ嚴重ニ勤ムベシ戒法ヲ知ラズ戒行

ナク戒師ト成テ戒法ヲ説カズ恐レジ耻チズ何ノ為ナルヤ實ニ末

法ト謂フヘキナリ

△大乘戒ヲ別解脱戒ト云為霖云別解脱トハ謂ツスレハ一戒ヲ得ルト一解脱式人云其ノ過非ヲ別々ニ解脱スル故ニ云ニ別解

脱ト本光試參請云古ニ云ハ淨影義章第十冊三十四左三種律儀第一別解脱律儀中

【4ウ】

別解脱トハ者戒是レ正ク須ニ解脱之本ニ故ニ名ヲ解脱ト又復免ニ色スレハ業羈ヲ亦名ニ解脱ト不ト与ニ定道ニ二種心ニ俱ナラ故ニ称ノ為

※釋

レ別ハ不共ヲ為レ別ハ此釈ニ依ルトキハ大乘戒ヲハ別別解脱戒ト称スベキカ上ノ別ハ戒ノ別々解脱スルノ別ニ下ノ別ハ定道

二種ニ不共ナルノ別アリ

△懺悔ノ法乙堂和尚ノ口訣ニハ教授師ニ内イ三拜了テ胡

跪合掌ス死始以来ノ業障悉ク至誠ニ懺悔シ了テ退

又云受者合掌ノ内時先此方ヨリ大罪ノ有無ヲ尋ヌベ

シ大罪死キ時ハ死シト書シ小罪ハ品ニ依テ記スベシ懺悔了テ

ハ教授師懺悔帳ヲ戒師照覽ニ備フ戒師子細ニ点檢

【5オ】

シ了テ大罪無キ時ハ帳ヲ封シ印ヲ押シ教授師ニ返ス然シテ

教授師戒子ノ圓里中ニ出テ各々懺悔相違ナキ由ヲ告ケ其

上云今今晚捨身當山ノ規矩ニアラザレハ勸ムルニ非ス大望有ル

人ハ強テ制止スルニモ非スハ云々ハ梵網經云是ノササノ十波羅

提木又應ニ當テ於レ中不レ應ニ一々犯スル如ニ微塵ノ何況シヤ

犯ニセンヤ十戒ヲ若シ有レ犯者ハ不レ得ニ現身ニ發スルヲ又云若シ

欲レ受シメント戒時師應ニ問言汝現身ニ不レヤ作ニ七逆罪ニ否ヤト菩薩ノ

法師^レ不得^ト与^ニ七逆ノ人ノ現身^ニ受^ビシムルヲ戒^テコレ大罪ハ戒師ヨリ有無ヲ問ヒ若シ大罪アレハ戒ヲ与^セズ故ニ小罪ノミ懺悔ヲ通スル也、シカルニ当時ノ人障罪ト覺ヘ又造罪ト云モノ有リ杜撰ノ甚シキ

【5ウ】

ナリ如是ノ人戒師ト成ルハ實ニ一旨衆旨ヲ引クモノナリ梵
※旨の誤記

網誣云ク菩薩不^レ解^セ一句一偈及戒律ノ因縁ヲ詐^ニ言^ハハ^ハ解^リ者即為^ニ自欺誑^シ亦欺^ニ誑^ス他人ヲ一不^レ解^セ一切ノ法ヲ不^レ知^ラ而^モ為^ニ他人ノ作^レ師^ト授^レルハ戒^ヲ者犯^ニ輕垢罪^ト嗟乎何^ソ不^レ知^ラ恐哉今ハ言ニ小罪無量ト云スラ古法ニ非ルナリ故ニ乙堂和尚云ク小罪ハ品ニ依テ記スヘシ本光試參請引^ニ南海傳^ヲ正^ニ懺悔二字ノ之誤^ヲ又傳云諸ノ除罪ノ時應^レ云^ニ至心說罪^トへ乃至^{シテ}已^カ之^ノ非^ヲ冀^ニ會^ムルヲ清澄^ナラ自須^ニ各依^ル局分^ニ則罪滅可^レ期^ス若シ總相ニ談^ルハ^ハ愆^ニ非^ニ律ノ所^ニ許^ト今小罪無量ト云ハ總相ナリ然ルヲ況ンヤ今

【6オ】

時ノ受戒ニ手札ヲ與ヘテ戒弟ニ懺悔ノ一言ヲモ發セザラシムルモノハ何ノ謂ソヤ是等ノ人ハ梵網ニ云フ但^タ解^テ法師ノ語^ヲ尽^ク受^テ得^ト戒^ト云コトヲモ辨ヘザルベシ戒弟ノ致語ハ各自ニ言フヲ以テ長語ナシ先哲行イ來ル作法今人漫リニ改易スベカラス天台妙樂大師授菩薩戒儀要解云ク凡^ソ羯磨法須^レ準^ニ佛言^ニ不^レ可^ニ妄^リニ自加減^ス夫懺悔法ニ佛誨^ニ五悔^ヲ一懺悔^ハ大分^ニ支理^ヲ二勸請^ニ隨喜^四回向^五發願又三懺^トハ者作法懺取相懺觀無生懺也」菩薩瓔珞本業經

西有穆山の禪戒論

卷下〈大衆受學品〉云菩薩十重^ニ有^ニ八万四千ノ威儀戒^ト十重有^レ犯無^レ悔得^レ使^ニムル^ヲ重^テ受戒^ハ八万四千ノ威儀戒^ハ尽^ク名^レ輕^ト

【6ウ】

有^レハ犯得^レ使^ニムル^ヲ悔過^セ對首ノ悔滅ス梵網^ニ云若無^ニ好相^ト名^レ懺^ト無^レ益是人現身^ニ亦不^レ得^レ戒而得^レ增^ススナラ受^レ戒^ヲ若犯^ハ四十八輕戒^ヲ者對首懺悔ノ罪便得^レ滅^ト不^レ同^ニ七遮^ニハ^ハ觀普賢菩薩行法誣^ニ云佛告^ニ阿難^ト佛滅度ノ後佛ノ諸ノ弟子若有^ハ懺悔^{スル}惡不善業^ヲ但當^ニ誦^ニ讀^ニ大乘經典^ヲ此ノ方等經^ハ是^レ諸伏ノ眼諸伏ノ因是^レ得^レ具^ニ五眼^ヲ伏ノ三種ノ身^ハ從^ニ方等^ニ主^ニ是^レ大法印印^ニ涅槃^ニ海^ニ如^レ此海中^ニ能^ク生^ニ三種ノ伏清淨身^ヲ此^ニ三種身^ハ人天福田應供中^ノ最^ニナリ其^ノ有^ハ誦^ニ誦^{スル}大乗ノ方等經典^ニ當^ニ知^ニ此^ノ人具^ニ伏功德^ヲ諸惡永^ク滅^ト從^ニ伏患^ニ生^ス、面山和尚訣文云

【7オ】

此ノ懺悔ノ法ハ通^ニ乎受戒ノ之前^ト與^ニ後^ト而有^ニ其儀^ト大論云ク唯伏一人持^ニ淨戒^ヲ由^レ之觀^レ之^ヲ諸位^ノ菩薩^ノ不^レ能^レ無^ニ細麁區別^ノ之犯^ニ是^レ懺悔ノ之所^ニ以^ニ示^ニ法^ヲ也本光云等

覺^ノ大士^ス猶行^ニ五悔^ヲ況^ニ初心^ノ者^ニ不^ニシヤ悔過^ニ乎^ト（並^ニ普賢菩薩ノ如^ク）

△捨身ハ受戒ニ屬シタル法ニアラス何ツノ頃ヨリ始ルト云コトヲ知ラス乙堂和尚云ク捨身ハ當山ノ法ニアラザレハ勸ムルニ非ズ望ム人ハ制止セズト然レ^レ信信心ヲ堅固ナラシムル善法ナレハ如法ニ行フニ如クナシ梵網^ニ聖貪財惜法戒^{曰ク}應^ニ如法^ニ為^ニ說^ニ一切苦行^ヲ若燒^レ身燒^レ臂燒^レ指若不^レ燒^ニ身

※讀

人ノ誤ヲ學ルコト爾リ

△受戒ノ儀式夜中ニ行フコトヲ難スルモノアリ是レ論スルニ足ラ
スト雖氏古モ亦之レ有ルヲ以テ茲ニ學ク雲棲株宏菩

薩戒問辨云問映^二燈影^一而授^レ戒見^二日光^一而撒^二ラツス

壇^二示暗傳夜^一聚^二リ曉散^一不^レ便^二人^一增^二惑^一耶^一答

朝^二至尊^一以^二テ^一五鼓^一祀^二宣聖^一以^二清宵^一未^二聞^一其增^一

惑孟氏ノ謂^二夜氣清明^一登師ノ云^二白日喧雜^一願^一

合^二セテ而觀^一之トコレ夜氣清明ノトキニアラサレハ戒弟ノ精

神ヲノ静カラナシムルコトヲ得ス又白日喧雜ノトキハ無用

ノ參詣不信ノ閑人ヲ防クコトヲ得ズ故ニ諸宗トモニ大

【一〇才】

事ノ恣或ハ皆映^二燈影^一コレヲ行フ怪ムニ足ラズ

△戒源 吾宗ノ傳戒ニ戒體ヲ論セズ得度略作法

與書ニ云、如來世尊唯說^二戒之得否^一不^レ論^二體之有無^一

師資相授即得戒^二スルノミト^一而已面山師式云天台ノ戒疏ニ云ク評論

互^二說^一評論^二有無^一コレナレハ評論ニ一定ノ說ハ無キト見ヘ

タリユヘニ天台又云ク式言ク教^二為^一戒體^二式云^一真諦^二為^一戒

體^二式カ云^一願^二為^一戒體^二云云^一コレユヘ後代人師各々ノ料簡

ニテ戒體ヲ立セラル天台ハ性無作假色ヲ戒體トシ南

山ハ熏^二本藏識^一成^二善種子^一戒體ト云式ハ佛性ヲ直ニ

戒體ト立セシ人ヲ佛性ハ鬼畜ニモアリ戒體ハ受戒ノ後ニコソ

【一〇ウ】

具スト靈芝ニ難ゼラル、近世密家ニ三寔ヲ戒體ト

西有穆山の禪戒論

云人アリトカドリマチノナリト、禪戒篇ニハ不^レ論^二戒體^一故ニ始

章戒源ヨリ始ム、高祖ノ與書ニ依ルナルベシ、戒源ニ云ク戒

無^レ始有^レ物則^二在^一リ焉^一（乃至）戒源ハ不^レ可^レ言^二若^一見^二ハ之^一カ始^一

未^二為^一真際^一然^二至^一ハ其體^二シ之^一悟^二リ之^一戒脉出^一戒身

軀^二スルニ、則^一皆出^二彼ノ授受^一若^二シ非^一借^二ニ授受^一戒無^レ起也

乃至而^二其ノ授受起^一于何^一乎舍那伏ノ言一切ノ行ハ以^二信^一ヲ為

レ首ト衆德ノ根本ナリ釈迦伏ノ言若^二一切衆生趣^一入^二スルハ三寶海^一

以^二信^一ヲ為^レ本ト^{（舍那氏迦）}聖^二ノ之^一言不^レ屈^一唯信ヲ為^二戒源^一ト

コレ信ヲ以テ受ケ誓ヲ以テ持ツ淨土妙譽上人明燈

【一〇オ】

章ニ天台ノ戒體ヲ論スルコト尽セリ而^二ノ文^一中ニ云ク夫レ戸羅

之說ハ也固^二尚^一授受^二今決^一其^二體^一必據^レ古^一而後可^二ナリ^一然^二ルニ

用^二臆斷^一使^二諸師^一屬^二不見^一是^レ乃^二杜撰^一之^二大ナル者^一ナリ也トコノ意殆^二シト

吾宗受戒之旨ニ合セリ古來ノ諸師戒體ヲ論スルモノハ尋^二ク

講戒ニ屬シテ受戒ニ親シカラズ受戒ハ授受作法ヲ

貴ブ故ニ堅ク信ヲ起サシメ作法ヲ嚴ニスベシ受戒ト講戒

ト混スベカラス特ニ菩提心強ク信心堅固ナラザレハ不是ナリ

瑜伽等ノ中請^二一師^一者唯望^二三可見^一師^二說也倫起^一云聲

聞戒^二因^一力弱^二須^一假^二強緣^一故須^二十師^一菩薩人ハ菩

提心強一師良得ト是ナリ今日作法ヲ略シ戒體ノ如何ン

【一〇ウ】

ヲモ顧ミズ戒相更ニ露レズ漫ニ戒師トナツテ意氣揚々タルモノハ何ノ為

ナルヤ

可^レ嘆シ可^レ悲^ム（涅槃聖三十一）獅子吼言ク、不^レ修^レ身^ヲ者、不^レ能^レ具^{スル}「清淨

戒體」ト仍テ吾宗ハ專ラ儀軌ニ依リ旁ラ禪戒鈔禪戒

篇禪戒本義等ヲ研究シテ足レリトスベシ然リト毘今日

為戒師モノ、参考ノタメ他宗戒體ヲ論スルモノ少分ヲ擧グ

天台戒體明燈章云ク戒體ノ之説大小ノ評論非^レ一ニ諸家ノ載籍

極^テ博シ或ハ心或ハ色或非ハ有ルハ善思分限有ルハ熏習本識今

且ク索ムルニ義ヲ于群典^後為^レ説^ヲ者愈益緣然綱紀不

治^テ甚^キ者ハ猥^リ挫^シ折^シ於印度ノ論師^ヲ強^ニ彈^ニ斥^ニ於支那ノ釈家^ヲ慢

幢之妄不^レ足^レ評^{スル}ニ而已（○妙譽大僧正着述 辨^ニ戒體訣^一）

【12オ】

同序云（宗祖大師與^{法然上人} 叡空上人 嘗論^ニ戒體之義^一空上

人ハ據^ニ止觀^一大師^ハ據^ニ戒疏^一與^ニ論艷^一称^ニ色法之義^一盖^シ

色心二法之體唯有^ニ鏡像之別^一耳何為^ニ有^ニ一癡^一一立之理

耶然而戒以^レ涉^ニ事相^一故不^レ得^レ不^レ属^ニ色法^一也我緣山妙譽

尊者有^レ見^ニ此^一辨駁浸水心公之謬 持論確乎

不^レ可^レ拔八事山諦忍律師三井寺頭道和尙共服^ニ其^一

義^ニ「明^ニ以称^ニ明灯之名^一也（明治三年唐午春王正月寶松院泰成謹識）

○明燈章云按^ニ之^一「天台^ニ止觀^一」心體^ハ猶^ラ鏡^ノ戒疏^ノ色體^ハ猶^ラ

像^ノ未^レ始^{ヨリ}不^ニ二^一相須^一而^レ訣^者乃^チ癡^一（一^ノ立^一則^ハ譬^ハ如^レ言^ニ鏡^ニ

無^ニ証明^一之理^ニ唯影像^ノ是^レ現^上可^ナンヤ乎

【12ウ】

○同章云、圓頓止觀ニ云有^ト与^トハ無非^レハ證^ニ不^レ了^一今且ク信^ア教^ニ隨^レ意^ニ為^セト

解^ヲ明^ニ知^レ不^レ「癡^ニ心體^一從來明^レ就^ニ天台^一」所説^ニ而無^一「癡^ノ癡^ノ立^上

若依^ニ伏説^一乃^レ嬰路^ニ云^ニ以^レ心^一為^レ體^ト（不^レ離^ニ色^一）優婆塞戒

經^ニ云^ニ以^レ色^一為^レ體^ト（不^レ離^ニ心^一）而復各無^ニ癡^一立^ニ若^レ訣^一執^{スル}

者^ハ既^ニ癡^一遮^{セリ}焉涅槃云言^モ有^ト不^レ解^一我意^ヲ言^モ無^レ不^レ解^一

我意^ヲ淨影訣^ヲ云^ニ於^ニ大乘中^一是^ニ色心^一ノ法^ニ非^ニ色心^一ノ事^ニ以^レ無作

戒三業^ノ自性^{ナルヲ}從^ニ三業^一生^ノ防^ニ三業^一故説^ニ為^ニ色心^一是^ニ色心^一ナルガ

故^ニ異^一曇無徳^ニ不^ニ是^ニ其^一ノ色心之事^{ナラ}是^ニ故説^ニ為^ニ非色非心^一

非色非心^ノ故異^ト薩婆多^ニ既^ニ有^ニ此説^一安^ニ癡^一ヲ立^レヤ色^ヲ哉

○同章云按^ニスル^ニ涅槃^一云善男子往昔一時菩提王子作^ニ如

【13オ】

是^ノ言^ニ若有^ニ比丘^一護^ニ持^一禁戒^ヲ若^ハ發^ニ惡心^一當^レ知^ニ是^ノ時失^ニ比

丘戒^ヲ我時^ニ語^ニ言^ニ王子戒^ニ有^ニ七種^一從^ニ於^ニ身口^一有^ニ無作色^一以^ニ是^一

無作色^ノ因緣^ヲ故其^ノ心魚^ニ在^ニ惡無記^一中^ニ不^レ名^ニ失戒^一猶^ラ名^ニ持

戒^ト以^ニ何^一ノ因緣^ヲ名^ニ無作色^一非^ニ異色^一因^ニ不^レハナリ^一作^ニ異色^一果^ニ善男

子我諸^ノ弟子聞^ニ是^一説^ヲ已^テ不^レ解^一我意^ヲ唱^ニ言^ニ伏説^一有^ニ無作色^一善

男子我於^ニ餘^一經^ニ作^ニ如^一是^一言^ヲ戒者即^チ是^ニ遮^一制^ス惡^ノ法^ヲ若^シ

不^レ作^ニ惡^一是^ニ名^一持戒^ト我諸^ノ弟子聞^ニ是^一説^ヲ已^テ不^レ解^一我意^ヲ

唱^ニ言^ニ如^レ來^一決定^ノ宜^ニ説^スハ無^ニ無作色^一金口^ニ如^レ是^一然^ハ則^チ執^ハ有^ラ

著^ニ無^一皆隨^ニ不^レ解^一圓頓止觀^ハ非^ニ解^一トニハ伏意^ヲ故^ニ云^ニ非^レハ證^ニ

不^レ了^一今且ク信^ニ教^一戒疏^ニ云^ニ今^一之所用^ト有^ニ無作^一也上開^ニ顯^{スル}ハナリ

【13ウ】

假色^ニ實^ニ免^ニタル^一不^レ解^一者^ハ但^ニ戒疏^一ノ性無作假色^ト與^ニ止觀^一ノ心體^一也何^{ナレバ}

則^チ戒疏^ノ色體^ハ性具^ノ色則^チ不^レ隔^ニ諸法^一況^ニ於^ニ心^一哉止觀^ノ心

體^ハ如^ニ「鏡^ニ現^レ像^一則^チ能^レ攝^ニ色^一是^ニ故^一二説^ニ並^ニ不^レ隨^一不^レ解^一竊^ニ按^ニスル^ニ天

台ノ説ヲ其ノ義同ニ淨影ニ（淨影ノ義）大乘義章ニ云無作戒トハ者於大乘ノ中ニ
是レ色心ノ法ニ非ニ色心ノ事ニ以テ無作戒三業ノ自性ナルヲ從ニ三業ノ生ノ防ニ

三業ノ故ニ説為ニ色心ト是レ色心ト故異ニ曇無德ニ故涅槃ニ云我モ
諸ノ弟子不レ解ニ我意ノ唱言ノ如來ノ説ニ無作戒ハ定非ニ色心ノ彼ノ無
作戒雖ニ復是具ノ防ニ色心ノ法ト不レ是其ノ色心ノ事ニ是故

説テ為ニ非色非心ト非色心ノ故異ニ薩婆多ニ故涅槃ニ云我諸ノ
弟子不レ解ニ我意ノ唱言ノ如來ノ説ニ無作戒トハ内ニ是色ナリト是ノ

【14オ】

義如何薩婆多ノ中ニ説ク無作戒性四大造ナリ體是レ障礙ス故ニ欲色

界ニハ則有リ無色界ニハ則無シ大乘法ノ中ニ説ク無作戒ハ直ニ是レ制法ナリ

如ニ結界屬ハ所有ノ界法ノ是レ制法ナルカ故不レ為ニ大造ト非ニ大造ト故ニ

非ニ定テ隔碍スルニ故身生ニ四空ニ亦常ニ成就ス是ヲ以テ不同ナリ以テ小乘

中ニハ情見未レ融或ハ有レハ聞レ説ニ是レ色心ノ法ト便即テ取テ之ヲ以為ニ

色ノ事ト或有レハ聞レ説ニ非色心ノ事ト便即テ取テ為ニ非色心ノ法ト故

成淨論ヲ大乘ハ通テ取ル所以ニ非レ淨フニ體性ト

〔章安云非ニ異色因果ニ者異色ハ是レ心ナリ言ハ無作ハ不レ為メニ心ノ作レ因ト
又不

レ作ニ心ノ果ト故ニ知ル是レ色ナリ○元照云懷素疏ノ中ニ破前ノ二解別ニ立レ義ヲ

云謂ク元ト受レ戒善心色因ナリ非ニ惡無記ノ因ニ故言ニ非異也ノ因ト○但シ由テ

感得スルニ自類ノ善果ニ不レ必能招ニ惡無記ノ果ヲ故云ニ不レ作ニ異色因果ト

是以ニ善性ヲ望テ餘ノ二性ニ為ニ是レハ異色ト則非ニ對スルニ前ノ二色ニ也」諸說緣

々今畧レ之

【14ウ】

又云神智云大乘ノ戒體諸文竝ニ指ニ色心ヲ故知色心ヲ為ニ戒
體ト矣戒疏ニ云性無作假色輔行ニ云心性ヲ為ニ戒體ト

是以ニ色心咸皆云ニ性ト性ノ之色心為ニ大乘ノ戒體又釈ニ輔

行ト云梵網戒疏ニ以レ色ヲ為レ體ト今ノ文ニ以レ心ヲ為レ體ト若色若ハ

心竝ニ是レ大乘ノ戒體ナルカ故ナリ也故戒疏ニ云不レレハ起而已ノ起則ニ性無作

假色アリ法鼓經ノ中ニ但明レ色心ヲ無ニ第三聚觀心論ノ疏ニ謂梵網十

重四十八輕ハ正ク防ニ意地ヲ故以レ心ヲ為レ體ト也

○同章云善カナ乎四明ノ云既ニ居ニ末代ニ功在ニ事持ニ乃チ是レ涅槃ノ

扶律ノ之意ナリト」於戲可レ為ニ萬世不刊ノ規ト矣

△尸羅敲髓章〔東都隅川福壽院住持甘露英泉撰享保甲辰年中秋望日〕

【15オ】

・四分宗謂選ニ律三部書ニ一戒疏八卷釋ニ四分戒本ニ二業疏八卷釈ニ自

製隨機羯磨ヲ三行事鈔十五卷三十篇依ニ四律五論兼依ニ成

實論取ニ涅槃開會ノ意立ツ分通大乘四分圓宗大ニ判スニ教三宗

三觀ヲ以レ圓為宗唯依ニ四分ニ不レ持ニ餘戒所謂別受ノ規則〔別受ト有者義寂

云受ニ律儀戒

方軌有レ二ニ與ニ餘ノ二惣受ハ二與ニ餘ノ二別受惣受ノ方軌七衆立レ別並

牒三戒ニ而

惣受故故一羯磨通被七衆ニ至於隨行所持各異地持受法正就此也若

別受ハ者七衆法異ニ若俗ノ二衆ハ受ニ其五戒ニ乃至道中具足ニ衆依ニ白四羯磨ニ

從

十衆等ニ下ノ三卒各從ニ其法ニ言ニ餘ノ二ト者撰善撰生ノ之二也惣受ハ者三聚戒

通受故要期者尽未來際ニ別受者除ニ後ノ二唯受ニ撰律儀ニ要期者尽形壽ナリ

然_レ出_レ山_レ耄_レ而云_レ「達_一」一乘戒伝教円頓戒共_二別受ササ戒_一堪_レ受_二絶倒_一

明_二戒體_一則行事鈔云法界塵沙二諦等法以_二已要期_一施造

方便_二善淨_一心器_二與_二彼妙法_一相應_二於_二彼法_一上_二有_二緣起義_一領

納_二在_レ心名_一為_二戒體_一業疏云故_二作法_一受_二還_二重_二本藏識_一成_二善

【15ウ】

種子_二此戒體也隨_二心動用還_一本識_二如_レ是專毘尼_一盛述_二條

章_二深明_一持犯今謂終南之宗解_二戒體_一不_レ出_二二義_一藏識為

依_レ成_二善種子_一義是賢首所判_二大乘始教_一所說_二而瑜伽意_一未

得_二圓意_一或_レ識體本淨真性隨緣_二構造修起_一此當_二三台_一別

教賢首終教_二然_レ魚_一有_二二義_一如_レ初說_二所依全能依_一則又属_二

終教_二南山依_二憑涅槃開會_一意則於_二義無_一害如_二彼元照_一執_二

於種子_二迷為_二圓融謬_一字_二台宗_一未_レ識_二性具_一

○論_二台祖戒體_一者戒疏云戒體者不_レ起而已_レ起_ハ即性無作_二假色_一元照

濟緣起云問_二心論假色_一從_レ何得_二名答如_二下云_一如_二法入無作假色_一此謂對_二前

五塵之実碍_二之色_一故名_二假耳_一天台戒疏出_二戒體_一云_二起則性無作假色_一與

此何_二別答_一彼明_二実性隨緣變起_一全性成_二北峰釈_一戒體_二云約_二悟理_一

※「不」の脱字

※「殊」の誤記か

色對_二真名_一假名同體別不_レ可_二混同_一

【16才】

約_二本實說諸法_一唯_二心起唯_一心滅_二是故戒法_一唯_二心為_一體_二心_一外

別無_二無作_一亦無_二他_一也若約_二迷情_一約_二教權說_一則成佛已還

未_レ能_二忘_一覺_二心外_一是_二法_一是分_二色_一色_二不_レ起_二善法_一則已_レ起則定

属_二色法_一是故戒疏定_二無作_一色法_二不_レ起_二起者顯_一起属_二色

無作_ハ對_二作戒_一得_二名有_一以_二圓教中道_一釈_二無作_一頂山_二對_二真性

隨緣_二名_一假色_二靈芝_一非也從_二法對本理_一實論諸法唯_二心從_一

機緣_二立_一教故起業_ハ是色也

輔行曰大乘中魚_二以_二心性_一為_二戒體_一若發_二無作_一亦依_二身

口作戒_二而發_一魚_二依_二身口體_一必在_二心_一若前小後大一切轉_二

為_二無尽戒體_一故知台雖不_レ識_二如實戒體_一澤山又云所依理體円事即_二理全

【16ウ】

性起_レ修行從_レ性起_二方云_一諸行無作_二並由_二性具_一方有事用_二今疏性_一之一字全

提_二

理性_二之所依起_一字色_二字乃語_一發戒当_二体_一当_二体有_一二起之字是能發之

心色_二之字所發之色_一魚_二依_二於性_一而發_二此戒_一此大乘戒乃_二令理之事全_一性

之修分為_二妙戒_一靈芝云或偏_二性即ササ_一戒体_二今謂不_レ然本有_二之性_一蛭

※「佛」の誤記

動翻飛一切皆具_二ササ戒_一体_二受者方有_一不_レ受

起_二法_一性_二魚_一本有_二非_一修不_レ発如_二摩尼珠_一具_二足衆宝_一不_レ假_二緣終不_一出

現_二

天台疏云不_レ起而已起則性無作_二假色_一南山云熏_二本藏識_一成_二善種子_一此ノ

為_二戒体_一天台性之即能起_二因無作假色_一即所發_二体南山藏識即所依

屬善種子即能依_二能起所依_一是本有_二之性_一所發能依即今受_二之體_一若

此出_二體文據極明能所歷然体性不_レ濫受納無_レ疑

妙立云内發_二深誓_一外藉_二勝緣_一第三羯磨成就竟時於_二心發_一

生無作假色_二是名_一戒體_二戒善性具_一闕_二緣不_レ起故云_一不

起而已_レ斯乃顯_レ作_二性德自然_一有_二戒體_一也由_二具而起_レ
常_二即_レ於_二具_一故云_二性無_レ作色_一斯即顯_レ非_二修德因緣_一有_二戒
體_一也然或_ハ以_二性_一一字_ヲ為_レ提_二引_一依_二或_ハ以_レ配_二於_二藏識_一雖_レ有_二

【一七才】

義在_二其義猶疎問靈芝云全_レ性成_レ色對_二真名_一假與_二
今釈義_一同異云何答言雖_レ恰_モ似_二義則不_レ同何者以_レ
但言_二隨緣而不_レ言_一具故也當_レ知實色假色無_レ作_二性
具_一如_二荊溪云_一並_二由_二理由_一故方有_二事用_一即其義_ハ文_ハ濫
益釈_二戒疏_一文雖_レ設_二七義_一廣明戒體_一所_レ惜_二於_レ談_二其
圓體_一有_二毫釐之差_一致_二霄壤之隔_一難以_レ依憑_二上來
畧如_レ拳_二師說_一及妙立_二釈_一台祖約_二開會_一即_二毘曇_一明_二性
無作_一色_二義文明著_レ那可_レ謬_レ之乎

○如_二賢首大師_一雖_レ集_二録_一菩薩毘尼藏_二二十卷_一而廣弘_二
贊圓戒_一至_二其受隨_一從_二懷素律師_一秉_二持曇無德四

【一七ウ】

分律_一別有_二五教戒體_一愚法_ハ小乘_一以意識_ノ上無表假
色_ハ有_二宗_一不相應行_ハ淫部_一立_レ為_二戒體_一但立_二身語七支無表_一
不_レ論_二意業_一無表_一不_レ同_二大乘_一其如_二俱舍業品_一大乘
始教_ハ以_二阿頼耶識思種子_一ノ上_一差別功徳_一假_二立_レ戒體無
表_一如_二唯識等_一慈恩所_レ解_二如上_一辨了_二若約_一終教_一真
如受熏_ノ善種_一戒體如_二梁摂論_一南山所立_二如上_一
辨明_二約_一頓教_一無相真性名_レ為_二戒體_一圓教_ハ者謂
事々無礙性起_ノ受得_二主伴無尽帝網_一理因陀羅

網_ノ戒相通_二三世間_一十身圓滿_二五海摂融_一不思議_ノ大曼
多羅_ノ戒體及微塵教佛刹毘界海_ノ戒本也

【一八才】

○授戒篇家範_ハ京北紫野高桐禪院高祖比丘義諦編修_二一卷_一

○云_ハ十一丁_一戒體者非_レ空非_レ有非_レ空故_二犯_レ之不_レ得_レ非_レ有故_二執_レ之
不_レ得

犯也執也共_二為_二破戒_一何以_ノ故_二真淨界中無_レ有_二我相_一無
我_ノ之中妄_レリ_レ認_レ我故不_レ免_二犯執_一若_シ能_レ空_二我相_一則戒雖_レ不_レ
持自然_二戒備_一從_二心_一所_レ欲而不_レ踰_レ規既_二空_一我相_一須_レ空_二
法相_一法相_一空_二盡_一成佛當_レ成_二要_一空_二法相_一摩_二宜_一捨_二小
乘偏曲之見_一發_二上品勝妙_一之心_一古法_ニ比丘五夏_一之後
得_レ作_二戒師_一若_シ夫_レ曾_レ祠_二禪脉_一既_二老_一教_二觀_一出格_ノ知
識沒量大人_一則一夏_ノ之後授_レ人_ニ亦可_一但扱_レ人_ヲ授_レ之_ニ
為_レ要_ト否_{ナル}寸_ハ則令_レ法戲論_ヲ豈唯無_レ益_ニ於_二事_一哉破_二二人_一信

【一八ウ】

敬_一得_レ罪_ヲ不_レ少_ハ云云

吾宗_ノ戒體ヲ論セズト雖_レ参考_ノ為_メ他宗_ニ於_レ戒體ヲ論
スル所_ノ近キモノヨリ聊カ抄出スルコト是_ノ如シ 尾

傳戒會裡閑話 終

【頭註】

【一ウ】

○大戒訣云如_ハ正伝作法_一恰_モ與_二梵網璣_一合_二ス焉

大戒訣巻中一右今欲發禪佛祖正傳大戒梗槩ヲ專依顯揚大戒所標ニ而采證
於佛經祖論ニ是因テ此ノ戒ト與ニ台宗ノ円頓戒ト同其趣也

【2オ】

脩然ハ傳燈卷之六馬祖ノ法嗣無機縁語句ニ二十三人中第二ニ列ス王姥山ノ脩
然禪師

初メ傳教大師受テ行表ニハ受テ道塔ニ北秀下ノ人也

【3ウ】

○五師ノ時ハ戒巾羯尸教授説戒証明ノ五人ナリ 是壇經ニ出ツ具足戒ヲ
受ルノ作法ナリ

【5オ】

○障罪造罪ト云トキハ大小罪ニ通スルカ故ニ漫語トナル也

【5ウ】

○總相ニ誤ルカ愆ヲ不許モノハ小罪ニモ亦輕重アルガ故ナルベシ

【6オ】

○五悔ニ懺出ニ試參請ニ尙就師可聞

【6ウ】

○對首自陳ヲ曰首ト首ヘテ已往ノ過ヲ堅ク懲ニ來者

【8オ】

○遺土、莊子徳充篇曰物視ニ其所一而不見ニ其所喪視ニ喪ニ其足ニ猶遺
土ニ也」口義ニ遺土ハ猶言レ如ニ土ノ身遺墜ノ而不カ知也

○決疣又太宗ノ師曰彼ハ以生為ニ附贅懸疣以死為ニ決疣潰癰、口義ニ喻
此身為ニ天地間長物

【8ウ】

必決レ之潰レ之而後快ラン

【9ウ】

梵僧

菩提登ノ一乎

敲髓廿六丁ヲ

【12ウ】

曇無德下

道宣等

【15オ】

○南山く

研究業績（2021年1月～12月）

石川雅健

〈論文〉

現代社会におけるシャーマニズム 『愛知学院大学教養部紀要』第68巻第1・2・3合併号 3月 1-16

〈その他〉（翻訳・資料・その他）

〈公開講座〉災害後の心のケア～こころの減災研究会の取り組み～ 愛知学院大学（日進） 5月15日

〈公開講座〉災害後の心のケア～こころの減災研究会の取り組み～ 愛知学院大学（MKC） 10月1日

岩佐宣明

〈論文〉

尊厳と共感 名古屋哲学研究会編『哲学と現代』第36号 2月 1-17

〈その他〉（翻訳・資料・その他）

〈書評〉フランシス・フクヤマ『IDENTITY—尊厳の欲求と憤りの政治』 加藤泰史他編『東アジアの尊厳概念』法政大学出版局 3月 508-512

上原宏行

〈論文〉

反強誘電性液晶の相転移に及ぼす非液晶分子混合の効果（単） 『愛知学院大学教養部紀要』第68巻第1・2・3合併号 3月 17-26

内田康弘

〈著書〉

小学校教育用語辞典（共） ミネルヴァ書房 5月 253-255

教育原理を組みなおす—変革の時代をこえて—（共） 名古屋大学出版会 10月 154-171

〈論文〉

高校通信教育の展開から考える「学校教育の情報化」と「個別最適な学び」（単） 日本通信教育学会『研究論集』令和2年度 6月 59-67

「オルタナティブな学びの場」からみた新型コロナウイルス問題—オンライン活用による不登校支援の可能性と限界—（共） 『子ども社会研究』第27号 6月 89-103

〈学会発表〉

全寮制高校への進学選択に関する事例分析—不登校・高校中退経験を持つ生徒の学校経験に着目して—（単） 日本高校教育学会第28回大会（オンライン開催） 7月 口頭発表

専門学校への進学と適応一定時制・通信制高校出身者に着目して—（共） 日本教育学会第80回大会（オンライン開催） 8月 口頭発表

〈その他〉(翻訳・資料・その他)			
〈司会・コーディネーター〉オルタナティブな進路を選択した子どものゆくえ (共)	日本子ども社会学会第27回大会 (オンライン開催)	6月	
〈講演〉学力不振・意欲の低下とどう向き合うか—高校生の実態と現場の試行錯誤を紐解く— (共)	株式会社朝日新聞社主催「朝日中退予防ネットワーク (高校からの中退領域)」公開シンポジウム (オンライン開催)	7月	
〈講演〉広域通信制から神奈川の教育を考える—一高校教育の現状を冷静に見つめるために— (単)	一般財団法人神奈川県高等学校教育会館主催「2021年度教職員のための夏季教育講座」 (オンライン開催)	8月	
〈コラム〉高校中退の「多様性」を理解する—全日制・定時制・通信制の枠組みを超えて— (単)	株式会社朝日新聞社主催「朝日中退予防ネットワーク (高校からの中退領域)」	8月	Web版 (全6頁)
〈取材協力〉通信制高校が人気の理由とは？注目の通信制高校も紹介 (単)	ソクラテスのたまご https://soctama.jp/column/70998	11月	Web版
〈研究発表〉通信制高等学校の増加プロセスにみる高等学校通信教育規程改正の影響—私立校の設置認可行政に着目して— (単)	文部科学省「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議 (第3回) (オンライン開催)	11月	口頭発表

岡島秀隆

〈著書〉			
思考禅のススメ—仏祖の言葉を読んでみよう— (単)	北樹出版	1月	
対話哲学としての道元思想 (単)	法藏館	4月	

河合泰弘

〈著書〉			
現代語訳 瑩山禪師『洞谷記』 (共)	春秋社	4月	

川口勇作

〈著書〉			
『英語教育の歴史に学び・現在を問い・未来を拓く：江利川春雄教授退職記念論集』(共) 「書き手のライティング方略は語数の増え方に反映されるのか」	溪水社	3月	287-302
〈論文〉			
Pausing behaviors and writing strategy preference in essay-writing tasks (単)	<i>Journal of Chubu English Language Education Society</i> , 50	3月	65-72
オンライン授業を経験した大学生のコンピュータ支援語学学習態度の変化	『和歌山英語教育研究会紀要』第10巻	5月	65-74

小柳竜太

〈論文〉

A study of rugby punts in Japan's top level league Qualitative research follow-up to Quantitative result (単)	Football Science, Vol. 18	1 月	1-14
一般教養科目体育実技遠隔授業に関する報告～愛知学院大学スポーツ科学Ⅰ・Ⅱについて～ (共)	『大学保健体育研究』第40号	5 月	23-29
ラグビーにおけるタックラーのタックル後の体勢に着目した起き上がりの分析—タックラーのリロード向上に取り組んだチームに焦点を当てて— (共)	『神奈川県体育学会機関誌』54巻	2 月	1-8
コロナ禍における運動部活動の実践と集合的効力感尺度からの検証 (共)	『スポーツパフォーマンス研究』13巻	8 月	443-461

佐々木真

〈著書〉

『意味論・語用論と言語学諸分野とのインターフェイス』米倉よう子編 (共) 第6章「意味論・語用論と選択体系機能言語学のインターフェイス」	開拓社	11 月	127-152
---	-----	------	---------

〈その他〉(翻訳・資料・その他)

〈投稿意見〉社会で求められる対人能力とは	日本経済新聞朝刊「私見・卓見」11月12日付	11 月	30面
----------------------	------------------------	------	-----

柴田哲雄

〈著書〉

課報・謀略の中国現代史：国家安全省の指導者にみる権力闘争 (朝日選書1025) (単)	朝日新聞出版	10 月	全360頁
---	--------	------	-------

〈学会発表〉

〈コメンテーター・一般発表〉各発表者への質問 (シンポジウム「対日協力」をめぐる人物研究) (単)	中国現代史研究会 (オンライン)	3 月	
〈コメンテーター・一般発表〉康生再考 (単)	日本現代中国学会東海部会 (オンライン)	3 月	
〈その他〉(翻訳・資料・その他)			
〈コラム〉実業家：半谷清寿① (ふくしま人455) (単)	『福島民報』2月27日付	2 月	10面
〈コラム〉実業家：半谷清寿② (ふくしま人456) (単)	『福島民報』3月6日付	3 月	12面
〈コラム〉実業家：半谷清寿③ (ふくしま人457) (単)	『福島民報』3月13日付	3 月	11面
〈コラム〉実業家：半谷清寿④ (ふくしま人458) (単)	『福島民報』3月20日付	3 月	11面

〈コラム〉実業家：半谷清寿⑤（ふくしま人459）（単）	『福島民報』 3月27日付	3月	15面
〈コラム〉恒大のデフォルト危機と国家安全省（単）	『中部経済新聞』11月2日付	11月	10面
〈コラム〉スパイのヒーローと鬼のボス、そして国家安全省（単）	『一冊の本』2021年11月号 朝日新聞出版	11月	8-9頁
〈コラム〉日本の大手メディアが報じない、中国の『諜報機関』の知られざる実態：弾圧、粛清、攪乱工作のオンパレード（単）	『現代ビジネス』講談社 2021年12月3日付	12月	Web 誌
〈講演〉習近平の政治思想形成から見た中国政治の展望：パーソナル・ヒストリーから国内外政策の原像を探る（単）	平和政策研究所（オンライン）	7月	
〈講演録〉習近平の政治思想形成から見た中国政治の展望：パーソナル・ヒストリーから国内外政策の原像を探る（単）	『世界平和研究』No. 231／2021年秋季号	11月	70-78
〈書評〉石井知章・及川淳子編『六四と一九八九：習近平帝国とどう向き合うのか』（単）	『現代中国研究』第47号	10月	31-35
〈書評〉程映虹著『マオイズム〈毛沢東主義〉革命』（単）	『週刊読書人』2021年11月26日号	11月	3面

菅原研州

〈著書〉

現代語訳 瑩山禅師『洞谷記』（共）	春秋社	4月	264-303
-------------------	-----	----	---------

〈論文〉

道元禅師の「脱落の語」について（単）	『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第22回	3月	1-6
指月慧印の教育論—附録『不能語参請』翻刻資料—（単）	『日本仏教教育学研究』第29号	3月	5-34
近代洞門における室内三物研究について—附録『丘宗潭老師『室内三物秘辨』提唱録』翻刻資料—（単）	『愛知学院大学教養部紀要』第68巻1・2・3合併号	3月	122-166
洞門における『教授戒文』の作法的意義について—附録『丘宗潭老師『教授戒文』提唱録』翻刻資料—（単）	『愛知学院大学教養部紀要』第68巻1・2・3合併号	3月	92-120
丘宗潭の思想研究—附録・丘宗潭『眼蔵提唱』翻刻資料—（単）	『愛知学院大学教養部紀要』第68巻1・2・3合併号	3月	72-90
「禅戒一如」と「禅戒双修」—附録『三國傳來戒壇記』『（仮題）仏戒相承論』翻刻資料—（単）	『愛知学院大学禅研究所紀要』第49号	3月	143-174

〈学会発表〉

「三界無安」と「三界有安」	日本仏教教育学会第30回学術大会（オンライン開催）	11月	口頭発表
---------------	---------------------------	-----	------

〈その他〉(翻訳・資料・その他)		
〈投稿〉面山瑞方禅師とその周辺 (一)	永福面山和尚鑽仰会『永福会報』令和3年度号	3月
〈講演〉「五輪」という言葉	愛知県知立市生涯学習講座	5月
〈講演〉曹洞宗における信心に関する諸問題—多様な宗教情勢に惑わされないために—	曹洞宗宮城県宗務所主催現職研修会(オンライン開催)	7月
〈講演〉曹洞宗とSDGs	曹洞宗宮城県宗務所主催現職研修会(オンライン開催)	7月
〈講演〉Dogen and his Understanding of Bodhisattva Precepts	曹洞宗ヨーロッパ国際布教総監部主催現職研修会(オンライン開催)	10月
〈コメンテーター〉楊慶慶氏(名古屋大学大学院)『『黄檗清規』における葬送儀礼の研究』	東海印度学仏教学会第67回学術大会(オンライン開催)	7月

塚本早織

〈著書〉		
エッセンシャルズ心理学(第2版)(共)	福村出版	4月
〈論文〉		
日本語版幸せへの恐れ尺度と日本語版幸せの壊れやすさ尺度の信頼性・妥当性の検討(共)	『心理学研究』第92巻1号	4月 31-39

富田啓介

〈著書〉		
『名古屋近所さんぽ』溝口常俊編著(共) 「地図散歩のすすめ：古い地図を片手に住宅地になるまえの景色を探る」	風媒社	10月 62-71
〈論文〉		
消滅した湧水湿地の土壌から発芽した湿地植物(単)	『湿地研究』11	3月 51-58
湧水湿地を利用する哺乳類・鳥類とその行動(単)	『保全生態学研究』26	5月 71-85
「人の気配」と「山の気配」から里山を考える(単)	『地域自然史と保全』43(1)	8月 7-13
知多半島久米地区における湧水湿地の履歴と植生変化(単)	『ため池の自然』62	12月 4-10
〈学会発表〉		
湧水湿地の地下水位変動に関する予察的考察(共)	第13回湿地学会大会(オンライン開催)	8月 口頭発表
〈その他〉(翻訳・資料・その他)		
〈講演〉湧水湿地のヒミツ〜生物多様性の保全を考える	環境デー名古屋2021公開講演会(主催：名古屋市教育局)	5月
〈勉強会講師〉知多半島の自然、童話の森	NPO 法人ごんのふるさとネットワーク	6月

〈講演〉愛知県における湿地湿原生態系の特徴と保全	生物多様性保全ワークショップ：沓町田湿地に学ぶ市民協働型湿地保全のかたち (主催：愛知県)	10月	
〈講師〉東海地区の湿地の成り立ちと植生	東海シニア自然大学	10月	
〈講演〉地図からたどる知多半島の植生変化	半田市文化財よもやま話 (主催：半田市立博物館)	11月	

中村 綾

〈論文〉 『通俗西遊記』初編と『画本西遊全伝』初編一両書の依拠テキストをめぐって― (単)	『和漢語文研究』第19号	11月	81-97
〈学会発表〉 古典と地域を結ぶ ICT 活用教育の可能性―楽しみながら学ぶ「木曽路双六」・「ことわざ絵合わせ」― (共)	第7回日本語の歴史的典籍国際研究集会 (国文学研究資料館主催、オンライン)	11月	口頭発表

野田大志

〈学会発表〉 現代日本語における名詞「裏」の拡張義―多義・対義・類義をめぐって― (単)	第198回表現学会名古屋例会 (愛知学院大学名城公園キャンパス)	3月	口頭発表
複合名詞「X+感覚」及び「X+気分」に関する試論 (単)	第199回表現学会名古屋例会 (愛知学院大学名城公園キャンパス)	5月	口頭発表
〈その他〉(翻訳・資料・その他)			
〈辞書〉「さす」・「ささる」(単)	『基本動詞ハンドブック』国立国語研究所 http://verbhandbook.ninjal.ac.jp	3月	web 版
〈辞書〉「外す」・「外れる」(単)	『基本動詞ハンドブック』国立国語研究所 http://verbhandbook.ninjal.ac.jp	7月	web 版
〈辞書〉「戻す」・「戻る」(単)	『基本動詞ハンドブック』国立国語研究所 http://verbhandbook.ninjal.ac.jp	10月	web 版

溝口 明

〈著書〉 多様性の内分泌学 ホルモンの統合的理解のために (共)	丸善出版	10月	
〈論文〉 Comparisons in temperature and photoperiodic-dependent diapause induction between domestic and wild mulberry silkworms. (共)	<i>Scientific Reports</i> , 11	4月	8052 (電子ジャーナル)
Relationship between Rab and insulin-like proteins in the nervous system of <i>Bombyx mori</i> . (共)	<i>Eur. J. Entomol.</i> , 118	10月	307-314

文 嬉眞

〈著書〉

알면 다르게 보이는 일본 문화 (隣の国から見た日本文化再発見) (共)	『지식의날개』 한국 방송통신 대학교 출판문화원 (『知識の翼』 韓国放送通信大学校出版文化院)	5 月	449-460
---------------------------------------	---	-----	---------

〈その他〉(翻訳・資料・その他)

〈講演会〉「韓国文化とコロナ禍の若者の意識の変化」(動画配信) (単)	2021 年度教養教育研究会講演会 (動画配信)	6 月	
〈司会：学会ラウンドテーブル〉「リモート時代における日本の韓国語教育 (ICT 教育) の実態および改善点」(共)	日本韓国語教育学会第 12 回学術大会 (オンライン開催)	11 月 7 日	

山名賢治

〈学会発表〉

2-ベンゾイルベンズアルデヒドとトリアルケニルホスファイトの分子内 Diels Alder 反応による多環式ホスホナートの生成反応	日本化学会第 101 春季年会 (2021)	3 月	口頭発表
---	------------------------	-----	------

吉村正宏

〈学会発表〉

Remarkable mechanism change of (+)-nonlinear effect in a highly efficient Cu ^{II} -catalyzed asymmetric Friedel-Crafts reaction of indole and ethyl trifluoropyruvate (共)	21st Tetrahedron Symposium (オンライン開催)	6 月	
--	--------------------------------------	-----	--

鷲嶽正道

〈論文〉

Toward Academic Reading (I): From General Reading to Research Papers in Cell Biology	『愛知学院大学語研紀要』第 46 巻第 1 号	1 月	3-24
Toward Academic Reading (II): Untying Intricate Clause Complexes and Nominal Groups and Grasping 'Things'	『愛知学院大学教養部紀要』第 68 巻第 1・2・3 合併号	3 月	27-42
Problems with Determining Nominalization	『機能言語学研究』第 11 巻	12 月	1-9

『教養部紀要』第69巻総目次

第69巻 第1・2合併号（通巻第199号）令和4年1月発行

論文

- 山口 均：コロナ禍の中の囲碁授業……………（1）
Hitoshi YAMAGUCHI：Go Courses in the Age of COVID-19
Masamichi WASHITAKE：Reading Materials for Learning to Read Scientific Papers:
A Suggestion from A Systemic Functional Perspective……………（19）
糸井川 修：ベルタ・フォン・ズットナーの文学について
——『機械時代』の文学批評を手掛かりに——……………（35）
Osamu ITOIGAWA：Über die Literatur von Bertha von Suttner:
Eine Untersuchung von der Literaturkritik in „Maschinenzeitalter“
菅原 研 州：乙堂喚丑に係る『戒壇指南』の研究——附録『戒壇指南』翻刻資料——……………（70）
Kenshū SUGAWARA：Research on “Kaidanshinan” Related to Itsudo Kanchu

第69巻 第3号（通巻第200号）令和4年3月発行

論文

- 石川 雅 健：ユタの成巫過程……………（1）
Masayoshi ISHIKAWA：The Process that Becomes Yuta with the Spiritual Ability
北田豊治・辻内智樹・高山伸也・青山健太・境田雅章：
大学体育授業におけるバレーボールのラリーに関する研究……………（13）
Toyo Haru KITADA, Tomoki TSUJIUCHI, Sinya TAKAYAMA, Kenta AOYAMA and Masaaki SAKAIDA：
A Study on Volleyball Rallies in University Physical Education
境田 雅 章・河村 和 徳：復興五輪の一考察……………（21）
Masaaki SAKAIDA and Kazunori KAWAMURA：A Study of the Olympic Games in the Disaster Area
菅原 研 州：西有穆山の禪戒論——附録『傳戒會裏閑話』翻刻資料——……………（64）
Kenshū SUGAWARA：A Study on Dhyāna and Śīla Theory by Nishiari Bokuzan
——Appendix of Reprinted Material Called “Denkaierikanna”——
杉浦 克 哉：英語史における worry の意味変化に関するコーパス調査……………（35）
Katsuya SUGIURA：A Corpus Investigation of Semantic Change of *Worry* in the History of English

執筆者紹介

石川 雅 健 (本学教授……………心 理 学)
ISHIKAWA Masayoshi

北 田 豊 治 (本学教授……………健康総合科学)
KITADA Toyoharu

辻 内 智 樹 (本学非常勤講師……………健康総合科学)
TSUJIUCHI Tomoki

高 山 伸 也 (本学非常勤講師……………健康総合科学)
TAKAYAMA Shinya

青 山 健 太 (本学講師……………健康総合科学)
AOYAMA Kenta

境 田 雅 章 (本学准教授……………健康総合科学)
SAKAIDA Masaaki

河 村 和 徳 (東北大学准教授……………政 治 学)
KAWAMURA Kazunori

菅 原 研 州 (本学准教授……………宗 教 学)
SUGAWARA Kenshū

杉 浦 克 哉 (本学講師……………英 語 学)
SUGIURA Katsuya

教 養 教 育 研 究 会 委 員

(会長) 佐々木 真 (副会長)※文 嬉 眞

(会計) 内 田 康 弘

※青 山 健 太 浅 原 正 和 ※石 川 雅 健

大 松 久 規 北 村 伊都子 香ノ木 隆 臣

柴 田 哲 雄 杉 浦 克 哉 塚 本 早 織

堀 田 敏 幸 ※山 名 賢 治

※本号編集委員

編 集 後 記

『教養部紀要』第69巻第3号をお届けいたします。皆様のご協力のもと、本号には論文5編を掲載することができました。著者の先生方には、ご専門領域の貴重な論文を本号に寄稿してくださり誠にありがとうございます。慣例にしたがい、本号巻末には教養部所属先生方の2021年研究業績を掲載させていただきました。年度末の大変お忙しい中期限内のご提出にご協力いただき御礼申し上げます。

末筆となりますが、本号の編集業務に携わっていただきました編集委員の先生方にも深く感謝申し上げます。

今後も『教養部紀要』がますます充実したものになることを祈念いたします。

(青山記)

令和4年3月18日 印刷
令和4年3月25日 発行

(非売品)

愛知学院大学論叢
教養部紀要第69巻
第3号(通巻第200号)

編集責任者
佐々木 真

発行者 愛知学院大学
教養教育研究会
〒470-0195

愛知県日進市岩崎町阿良池12
電話 〈0561〉(73) 1111(代表)

印刷所 株式会社 あるむ
電話 〈052〉(332) 0861

THE JOURNAL OF AICHI GAKUIN UNIVERSITY

Humanities & Sciences

Vol.69 No.3
(Whole Number 200)

C O N T E N T S

Articles

Masayoshi ISHIKAWA : The Process that Becomes Yuta with the Spiritual Ability.....	(1)
Toyoharu KITADA, Tomoki TSUJIUCHI, Sinya TAKAYAMA, Kenta AOYAMA and Masaaki SAKAIDA : A Study on Volleyball Rallies in University Physical Education.....	(13)
Masaaki SAKAIDA and Kazunori KAWAMURA : A Study of the Olympic Games in the Disaster Area.....	(21)
Kenshū SUGAWARA : A Study on Dhyāna and Śīla Theory by Nishiari Bokuzan —Appendix of Reprinted Material Called “Denkaierikanna”—.....	(64)
Katsuya SUGIURA : A Corpus Investigation of Semantic Change of <i>Worry</i> in the History of English	(35)
Achievements (2021)	(65)
Vol. 69 The Total Contents.....	(73)

Published
by

Aichi Gakuin University
Nagoya, Japan
2022